

いすみ市
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



令和6年3月
千葉県いすみ市

いすみ市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画の 策定にあたって

我が国では、総人口が減少に転じた一方、高齢化は一段と進んでまいります。

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」全てが75歳以上となり、現役世代が減少していく中で、令和22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、高齢者人口がピークを迎えることが予測されています。

いすみ市においては、令和22（2040）年に高齢者人口が生産年齢人口を上回り、高齢化率は50%を超え、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加を迎えます。

こうした中、市では高齢者の幸せと安心を第一に考え、住み慣れた地域でいつまでも、自分らしい生活をして最期まで過ごせるよう、医療・介護・介護予防・住まいなどを効率的・効果的に提供できるよう、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指してまいります。

本計画を策定するにあたり高齢者を取りまく状況や高齢者福祉に関するニーズを把握するため、市民や介護保険事業所へのアンケートを実施し、より広くご意見を伺い、検討を進め、「介護人材の確保」「在宅サービスの充実」「在宅医療・介護連携の推進」「見守り体制の充実」の4つを重点取組として位置づけ、可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし、高齢者があきらめることのないまちいすみ市となるよう、施策の充実を図ってまいります。

また、高齢者だけでなく、障害福祉・児童福祉も含めた、地域共生社会の実現に向けて全力で推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、多くの貴重なご意見・ご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、本計画策定にあたり、ご審議・ご尽力いただきました介護保険運営協議会委員の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

いすみ市長 太田 洋



(目次)

第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 他の計画との整合	5
5 計画の策定体制	6
6 日常生活圏域の状況	6
7 地域資源マップ	8
第2章 高齢者を取り巻く状況	10
1 人口の状況	10
2 高齢者世帯の状況	14
3 要支援・要介護認定者の状況	15
第3章 アンケート調査結果の概要	17
1 アンケート調査結果の概要	17
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	17
3 在宅介護実態調査の概要	20
4 介護人材実態調査の概要	21
第4章 前回計画の振り返りと実績分析	22
1 基本目標ごとの振り返り	22
2 要支援・要介護認定者数	26
3 給付費	27
4 サービス利用量	28
第5章 いすみ市が目指す高齢社会像	30
1 いすみ市が目指す高齢社会像	30
2 基本施策	31
3 取組の重点化	32

第2部 地域包括ケアシステムの構築

第1章 介護予防・日常生活支援総合事業	37
1 介護予防・生活支援サービス事業	37
2 一般介護予防事業	40

第2章 包括的支援事業	45
1 地域の包括的支援機能強化	45
2 在宅医療・介護連携の推進	49
3 認知症施策の推進	51
4 生活支援体制の整備	56
第3章 任意事業	57
1 介護保険事業運営の安定化	57
2 高齢者とその家族への支援	59
3 高齢者の居住環境の整備	61

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護サービス量の見込み	65
1 居宅サービス	65
2 地域密着型サービス	75
3 施設サービス	80
第2章 介護保険事業費の見込み	82
1 介護保険料の算定	82
2 介護保険事業費の見込み	83
第3章 介護保険料の算定	86
1 保険料基準額	86
2 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）	87
3 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料	88

第4部 高齢者福祉計画

第1章 安心・安全な暮らしの確保	91
1 一人暮らし高齢者等に対する支援の充実	91
2 高齢者の権利と尊厳の確保	94
3 ボランティア・地域福祉活動の促進	96
4 災害や感染症対策に係る体制整備	97
第2章 生きがいつくりの推進	99
1 地域社会活動の促進	99
2 健康づくりの推進	100

第5部 計画の推進

第1章 事業の円滑な運営のための取組	103
1 サービス事業所との連携強化	103
2 質の高いサービス提供の推進	103
3 推進体制	104
第2章 計画の点検・評価	105
1 第三者評価の推進	105
2 PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検	105

資料編

1 いすみ市介護保険運営協議会設置条例	109
2 いすみ市介護保険運営協議会委員名簿	111
3 用語解説	112

第1部 総論

- 第1章 計画の概要
- 第2章 高齢者を取り巻く状況
- 第3章 アンケート調査結果の概要
- 第4章 前回計画の振り返りと実績分析
- 第5章 いすみ市が目指す高齢社会像

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

介護保険制度の創設から23年が経過し、高齢化の進行とともに第1号被保険者は約1.7倍に増加し、サービス利用者は制度創設時の約3.5倍を超え、全国で500万人を超えています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、さらに令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、我が国の人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれ、医療や介護の需要も増加すると考えられています。

このような中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要とされています。地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、介護サービスのみならず医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて取り組んでいくことが重要です。

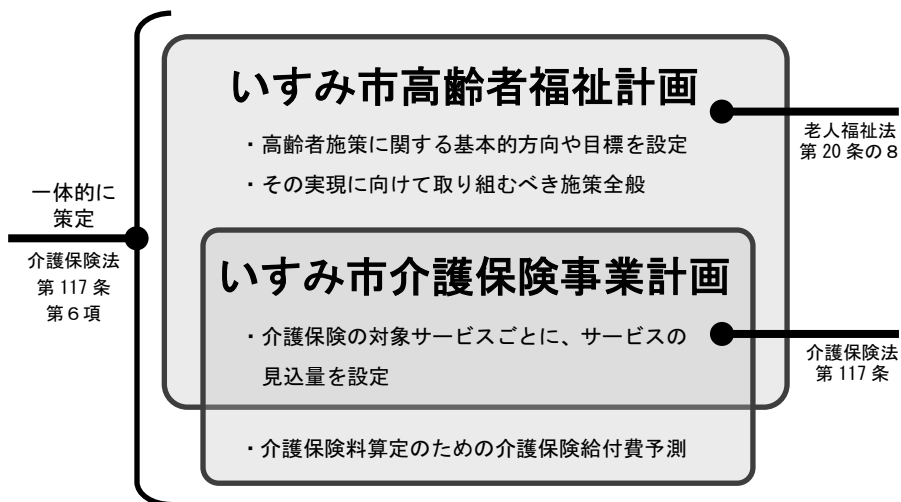
いすみ市の高齢化率は令和5（2023）年10月1日現在で42.5%（住民基本台帳による）に達しており、「超高齢社会」と呼ばれる高齢化率21%の水準を大きく超えている状況です。そのような中、全ての高齢者が安心して、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、介護・医療・福祉などの各方面から総合的支援を行う地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、市では「いすみ市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「前計画」）において「健やかでいきいきと、明るく暮らせるまち」「地域全体が支え合い、その人らしく安心して暮らせるまち」を目指す高齢社会像として掲げ、高齢者を取り巻く様々な課題に対応するための施策を推進してきたところです。

今回の「いすみ市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」）は、調査等により把握した市の高齢者を取り巻く状況や、時代とともに移り変わる諸課題に対応するため、前計画から取り組んできた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指した高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に規定された「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第 117 条第 6 項の規定により一体的に策定するものです。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



3 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする 3 か年の計画です。本計画では、令和 3（2021）年 3 月に策定した前計画を見直し、令和 6（2024）年度からの高齢者に関する各種福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、達成すべき目標・施策等を定めます。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 8 期計画期間								
			第 9 期計画期間					
						第 10 期計画期間		
		見直し 次期計画 策定			見直し 次期計画 策定			見直し 次期計画 策定

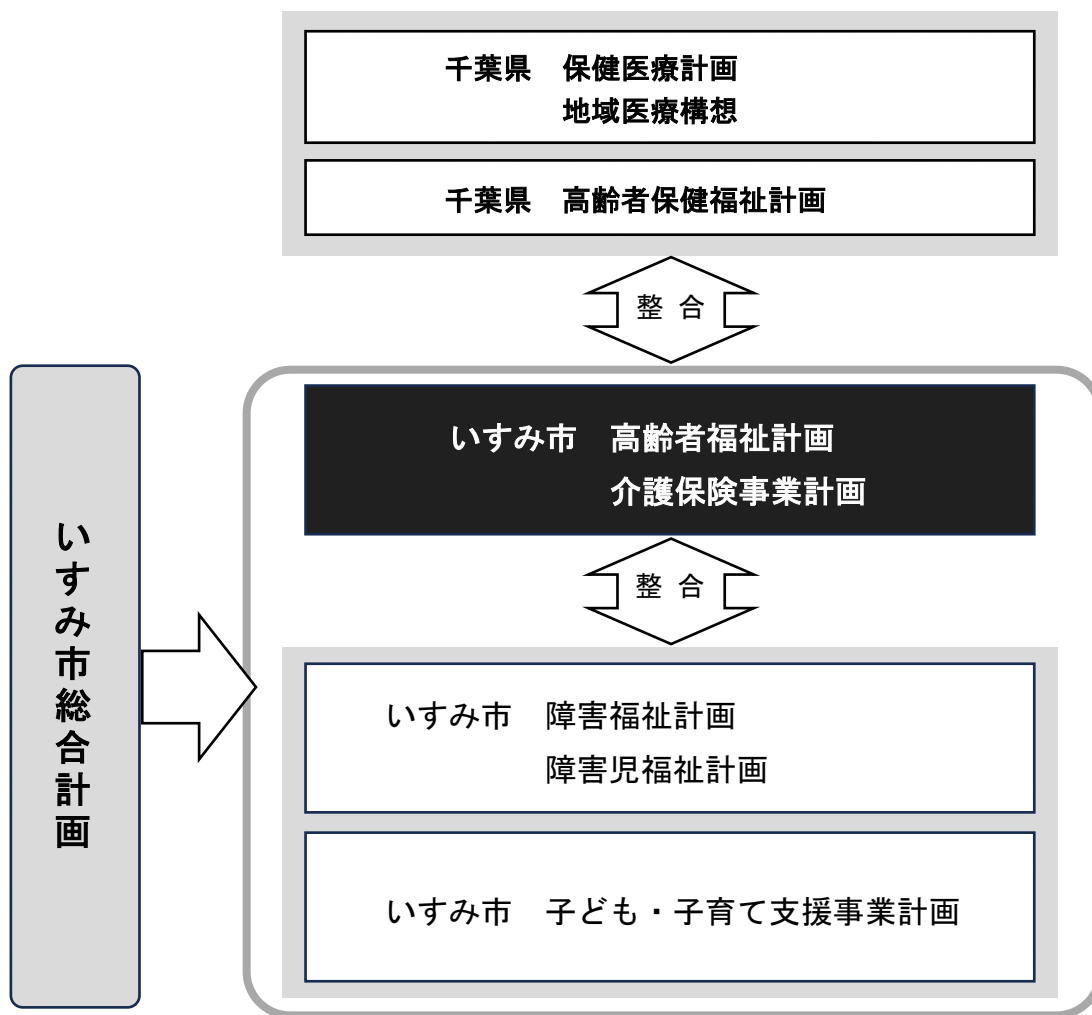
4 他の計画との整合

本計画は、「いすみ市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画で深化・推進を目指す地域包括ケアシステムにおける、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子ども、子育て家庭に対する支援等にも応用できるなど、福祉施策全体に関連性の深い概念です。

このように地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、「いすみ市障害福祉計画・障害児福祉計画」「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」など関連する他の計画と整合を図りながら策定します。また、国の基本指針、県の「千葉県高齢者保健福祉計画」「千葉県保健医療計画／地域医療構想」とも整合を図り策定します。

▼ 関連計画との整合



5 計画の策定体制

(1) 高齢者に関するアンケートの実施

本計画の策定にあたり、高齢者に対する生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から高齢者の状況やニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。さらに、市内で介護サービスを行っている事業所における介護人材の状況を把握するため、「介護人材実態調査」を実施しました。

(2) 計画策定委員会等の開催

本計画の策定にあたり、議会代表者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等で構成する「いすみ市介護保険運営協議会」において、計画内容に関する審議を行いました。

(3) パブリックコメント（意見公募）の実施

市民の意見や要望を本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

6 日常生活圏域の状況

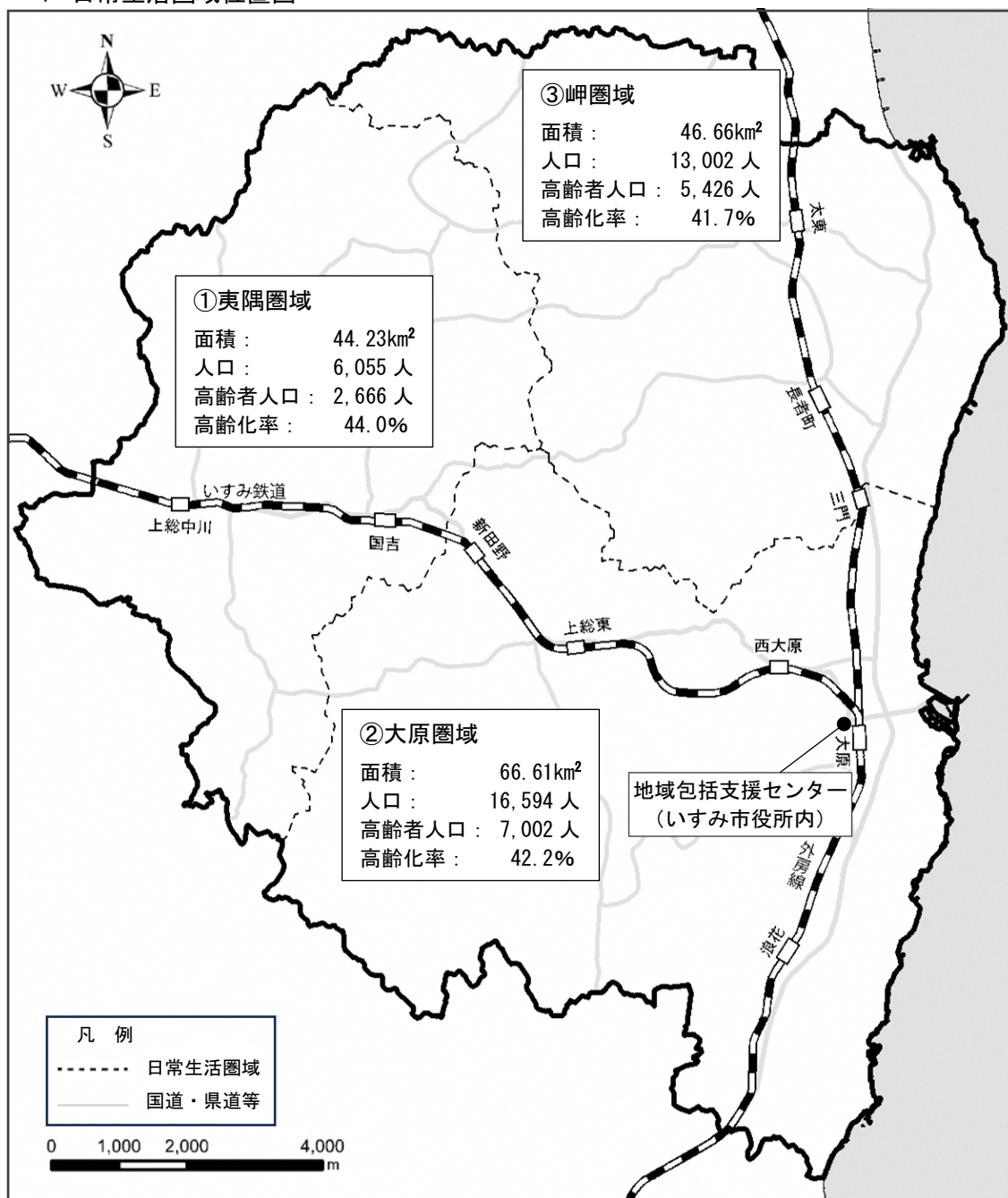
地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

いすみ市では市内を以下の3区域に分け、日常生活圏域として設定しています。

① 夷隅	② 大原	③ 岬
------	------	-----

本計画においても、前計画と同様に、上記3区域で日常生活圏域を設定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

▼ 日常生活圏域位置図



出典：住民基本台帳人口（令和5年3月31日現在）

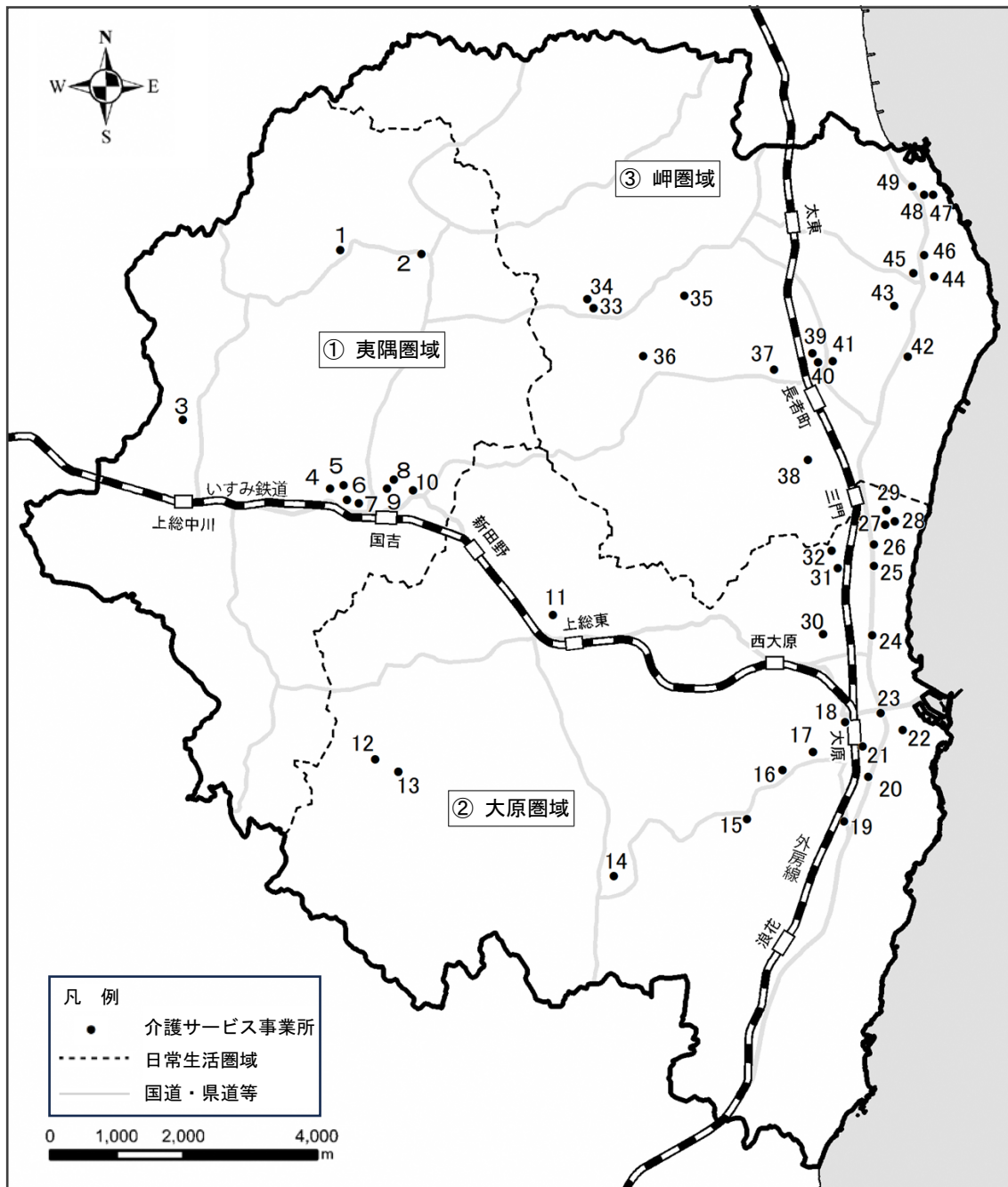
地域包括支援センターは、高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるよう、介護、医療、福祉等の様々な方面から総合的に支援を行う公的機関です。いすみ市では、いすみ市役所内に設置されています。

7 地域資源マップ

本市には、介護保険法に基づき、自宅における生活支援や日帰りで通う機能訓練・デイサービス、施設での入所（入居）支援などのサービスを提供する介護サービス事業所が各圏域に複数点在しています。

市内の介護サービス事業所は、以下のとおりです。

▼ 日常生活圏域と介護サービス事業所位置図



※令和5年11月末日時点

施設一覧

	事業所名	介護サービス(略称)		事業所名	介護サービス(略称)
① 夷隅圏域			24	ヤックス大原	居宅 訪介 訪看 通介
1	いすみ苑	居宅 通介 短生 特養	25	リンクスいすみ	居宅 訪介
2	JAいすみ福祉センター	居宅 訪介	26	ケアプラン ノムラ	居宅
3	ふきのとう	通介	27	ひあり内科医院	通り
4	合同会社お風呂やさん	訪入	28	農園ひあり	サ高住
5	ニチイケアセンター いすみ	居宅 訪介	29	人力	訪介
			30	咲の樹(えみのき)	認生
6	さとう	地デイ	31	らいふ	地デイ
7	静心園	サ高住	32	エスポワール大原	居宅 訪り 通り 短療 老健
8	いすみ医療センター (訪問看護ステーション)	訪看			
② 大原圏域			③ 岬圏域		
9	シルバーハピネス	通り 短療 老健	33	岬病院	訪り
10	ゆかり国吉	短生	34	いきいきの家いすみ	認生
11	花の岡	居宅 地デイ	35	ゆかり岬	特養
12	共生ホームたけんこ	地デイ 認生	36	愛恵苑	居宅 通介 短生 特養
13	茶ノ木台くらぶ	居宅 短生 特生 地デイ 地特 サ高住 軽費	37	みさきの里	居宅 地デイ 認デイ
			38	ケアセンター みさき	居宅 訪介
			39	シュガー	居宅
14	いっぷく	地デイ	40	ピース	居宅 訪介
15	シルバーガーデン	居宅 通介 短生 特養	41	いすみ市社会福祉 協議会	居宅 訪介
16	有限会社ひかり	居宅 訪介			
17	Win	訪介	42	あっとほーむ訪問介 護センター	訪介
18	ゆかり(愉花里)大原	居宅 短生 多機 地施	43	笑がおの園 みさき	認生
			44	ヤックスいすみ岬	通介
19	ニチイケアセンター おおはら	訪介	45	ほっと	居宅
			46	カトレアいすみ	訪介 通介 サ高住
20	MediFit	地デイ	47	いきいきの家岬	認生
21	あおぞら	居宅	48	エスポワール岬	訪り 通り 短療 老健
22	菜の花	認生	49	岬訪問	訪介
23	アースサポート大原	訪入	-	-	-

※令和5年11月末日時点

上記、介護サービス(略称)の意味

介護サービス	略称	介護サービス	略称	介護サービス	略称
居宅介護支援	居宅	短期入所療養介護(老健)	短療	軽費老人ホーム	軽費
訪問介護	訪介	特定施設入居者生活介護	特生	認知症対応型共同生活 介護	認生
訪問入浴介護	訪入	地域密着型通所介護	地デイ		
訪問看護	訪看	認知症対応型通所介護	認デイ	地域密着型特定施設入 居者生活介護	地施
訪問リハビリテーション	訪り	小規模多機能型居宅介護	多機		
通所介護	通介	介護老人福祉施設	特養	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	地特
通所リハビリテーション	通り	介護老人保健施設	老健		
短期入所生活介護	短生	サービス付き高齢者向け住宅	サ高住	-	-

第2章 高齢者を取り巻く状況

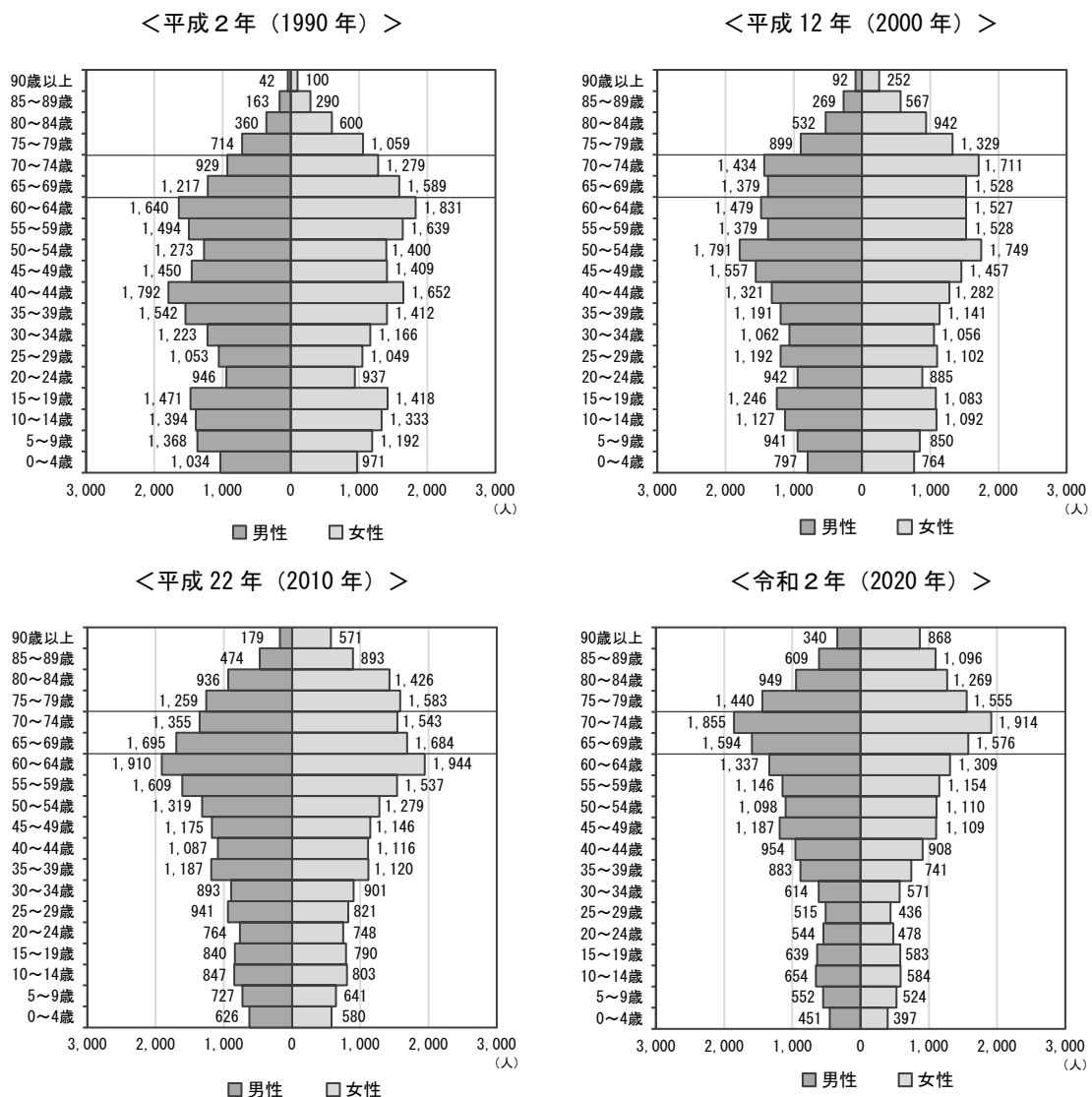
1 人口の状況

(1) 長期人口推移

国勢調査をもとに平成2（1990）年以降の人口を男女別・年齢階層別にみると、男女ともに若年層が減少し、高齢者層が増加しています。

特に、総人口に占める65歳以上の割合は平成2（1990）年には19.2%でしたが、令和2（2020）年には42.4%となっており、高齢者人口の伸びが顕著となっています。

▼ 長期的な人口の推移（人口ピラミッド）



出典：国勢調査

(2) 近年の人口の推移

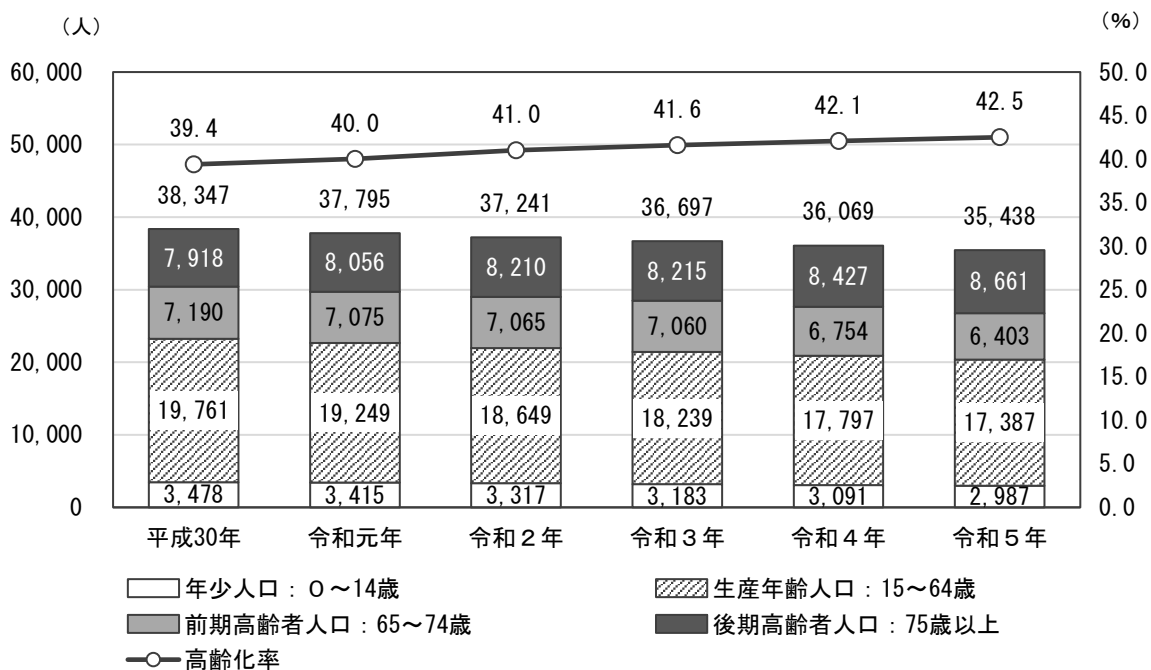
本市の総人口は年々減少傾向にあります。75歳以上の後期高齢者人口は、継続的に増加しています。令和5（2023）年10月1日現在の総人口は35,438人で、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は42.5%となっています。

▼ 人口（年齢構成比）の推移

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(A)	人	38,347	37,795	37,241	36,697	36,069	35,438
0～14歳(B)	人	3,478	3,415	3,317	3,183	3,091	2,987
割合(B/A)	%	9.1	9.1	8.9	8.7	8.6	8.4
15～64歳(C)	人	19,761	19,249	18,649	18,239	17,797	17,387
割合(C/A)	%	51.5	50.9	50.1	49.7	49.3	49.1
65歳以上(D)	人	15,108	15,131	15,275	15,275	15,181	15,064
割合(D/A)	%	39.4	40.0	41.0	41.6	42.1	42.5
65～74歳(E)	人	7,190	7,075	7,065	7,060	6,754	6,403
割合(E/D)	%	47.6	46.8	46.3	46.2	44.5	42.5
75歳以上(F)	人	7,918	8,056	8,210	8,215	8,427	8,661
割合(F/D)	%	52.4	53.2	53.7	53.8	55.5	57.5

出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

▼ 年齢4区分人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

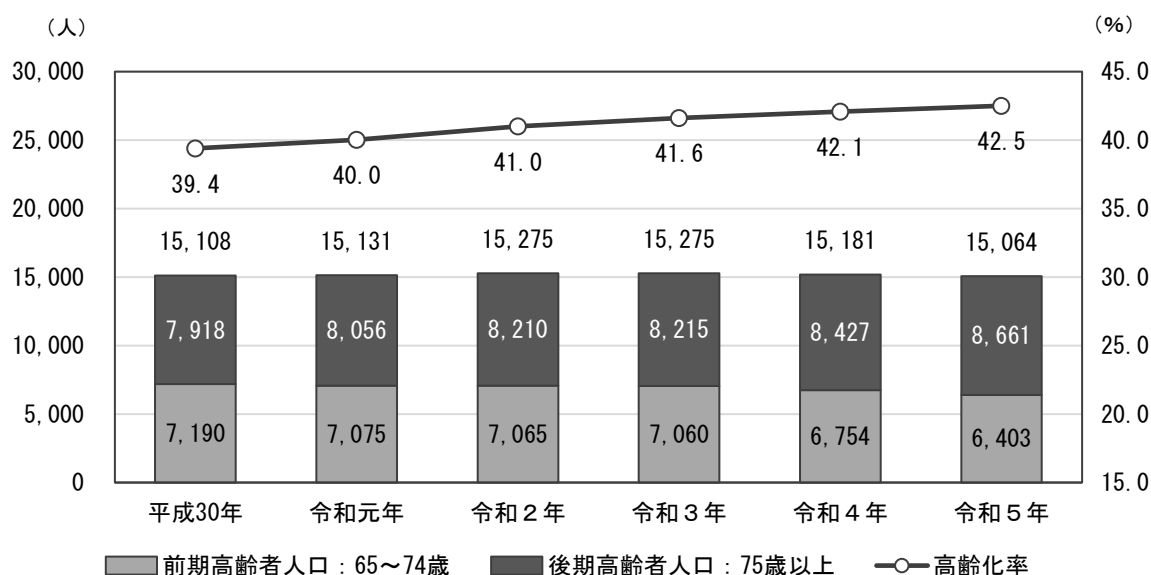
(3) 高齢者人口の推移

高齢者人口を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、前期高齢者では減少傾向が続き、後期高齢者では増加傾向が続いています。

平成30（2018）年を100とした前期・後期高齢者人口の伸びをみると、令和5（2023）年時点では、前期高齢者が89.1となり減少し、後期高齢者が109.4となり増加しています。

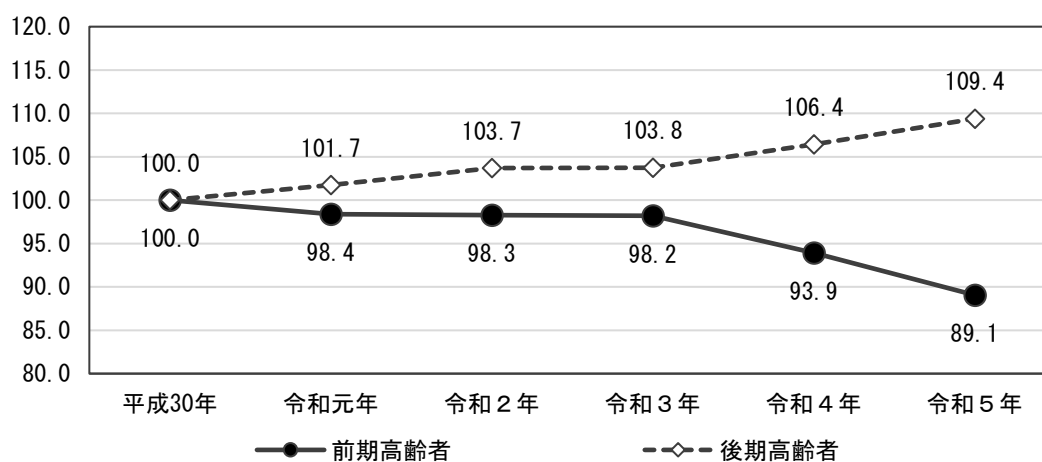
一般的に、後期高齢者が増加するほど認定率が高くなることから、引き続き自立支援・重度化防止の取組が重要になると考えられます。

▼ 前期・後期高齢者人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

▼ 前期・後期別高齢者推移の指数（平成30年を100とした比較）



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(4) 計画期間中の人口推計

総人口は今後も減少傾向が続き、令和8（2026）年には33,615人、令和22（2040）年には24,252人になり、3区分すべての人口で減少傾向が続くと予測されています。

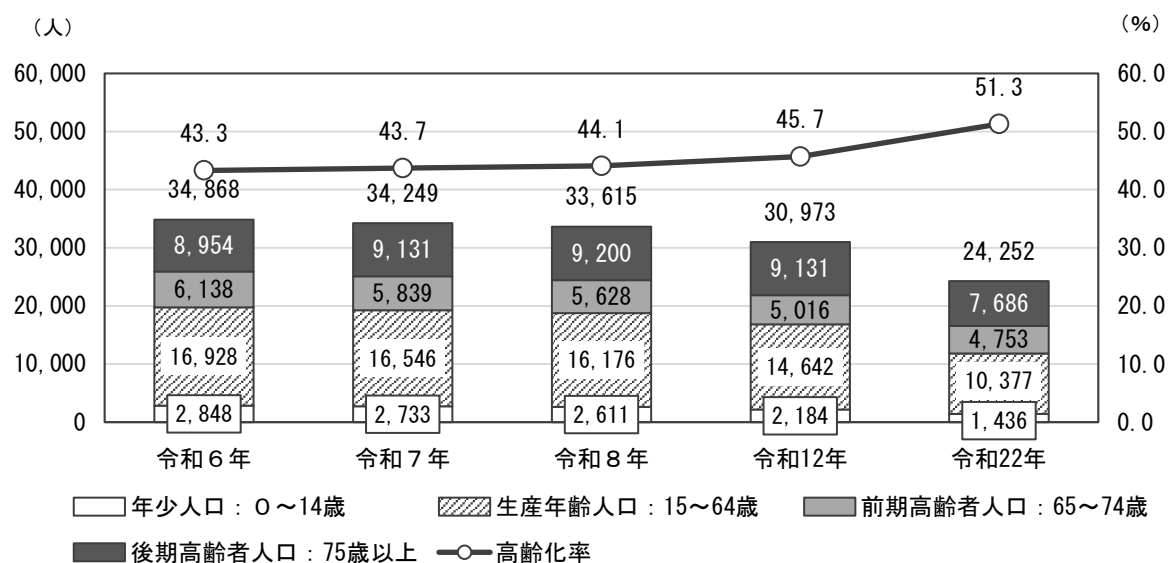
3区分人口の人口構造の変化をみると、令和12（2030）年までは生産年齢人口の割合が最も多くなっていますが、令和22（2040）年には、高齢者人口の割合が生産年齢人口の割合を上回り、総人口の半数以上を占める51.3%となることが予測されています。

▼ 計画期間中の人口（年齢構成比）の推計

	単位	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口(A)	人	34,868	34,249	33,615	30,973	24,252
0～14歳(B)	人	2,848	2,733	2,611	2,184	1,436
割合(B/A)	%	8.2	8.0	7.8	7.0	5.9
15～64歳(C)	人	16,928	16,546	16,176	14,642	10,377
割合(C/A)	%	48.5	48.3	48.1	47.3	42.8
65歳以上(D)	人	15,092	14,970	14,828	14,147	12,439
割合(D/A)	%	43.3	43.7	44.1	45.7	51.3
65～74歳(E)	人	6,138	5,839	5,628	5,016	4,753
割合(E/D)	%	40.7	39.0	38.0	35.5	38.2
75歳以上(F)	人	8,954	9,131	9,200	9,131	7,686
割合(F/D)	%	59.3	61.0	62.0	64.5	61.8

出典：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により推計

▼ 年齢4区分人口の推計



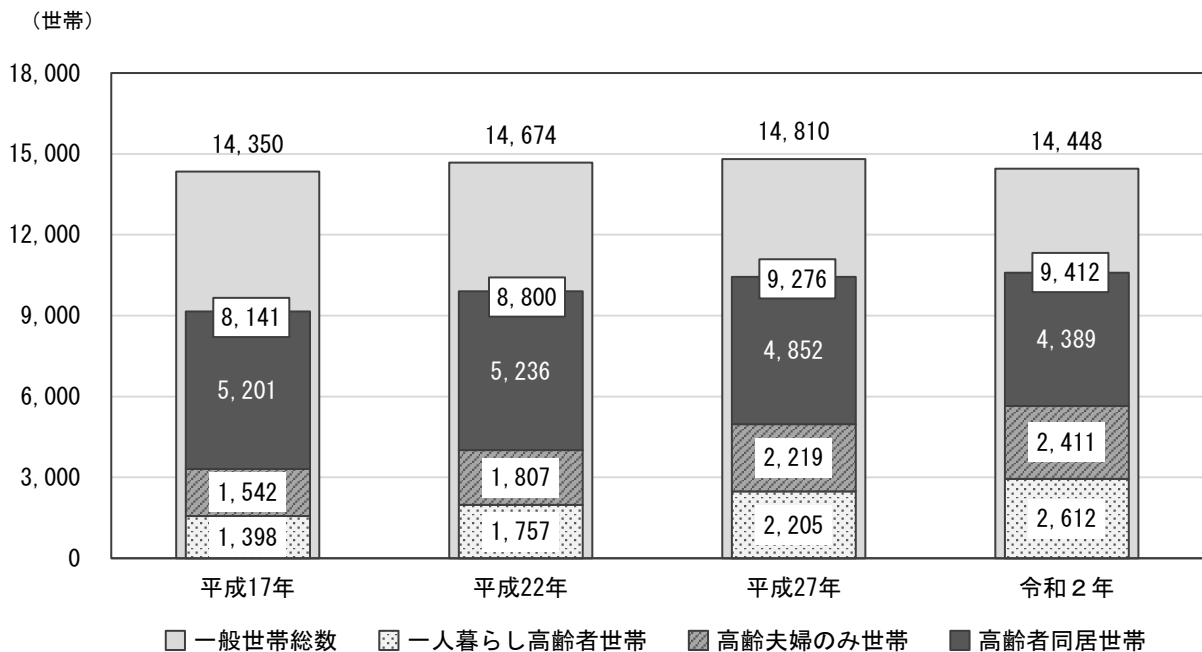
出典：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により推計

2 高齢者世帯の状況

高齢者人口の増加に伴い、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しており、令和2（2020）年10月（国勢調査）時点で9,412世帯であり、一般世帯総数に占める割合は65.1%と、千葉県及び全国平均と比べても高い水準となっています。

平成27（2015）年から令和2（2020）年の高齢者がいる各世帯の推移をみると、高齢者同居世帯が減少する一方、一人暮らし高齢者世帯と高齢夫婦のみ世帯が増加しており、特に、一人暮らし高齢者世帯が約1.18倍増加し、高齢者がいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合も18.1%と上昇しています。

▼ 一般世帯総数と高齢者世帯の推移



出典：国勢調査

	平成27年		令和2年			
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	千葉県 (%)	全国 (%)
一般世帯総数	14,810	100.0	14,448	100.0	100.0	100.0
高齢者がいる世帯	9,276	62.7	9,412	65.1	39.4	40.7
一人暮らし高齢者世帯	2,205	14.9	2,612	18.1	10.8	12.1
高齢夫婦のみ世帯	2,219	15.0	2,411	16.7	10.9	10.5
高齢者同居世帯	4,852	32.8	4,389	30.3	17.7	18.1

出典：国勢調査

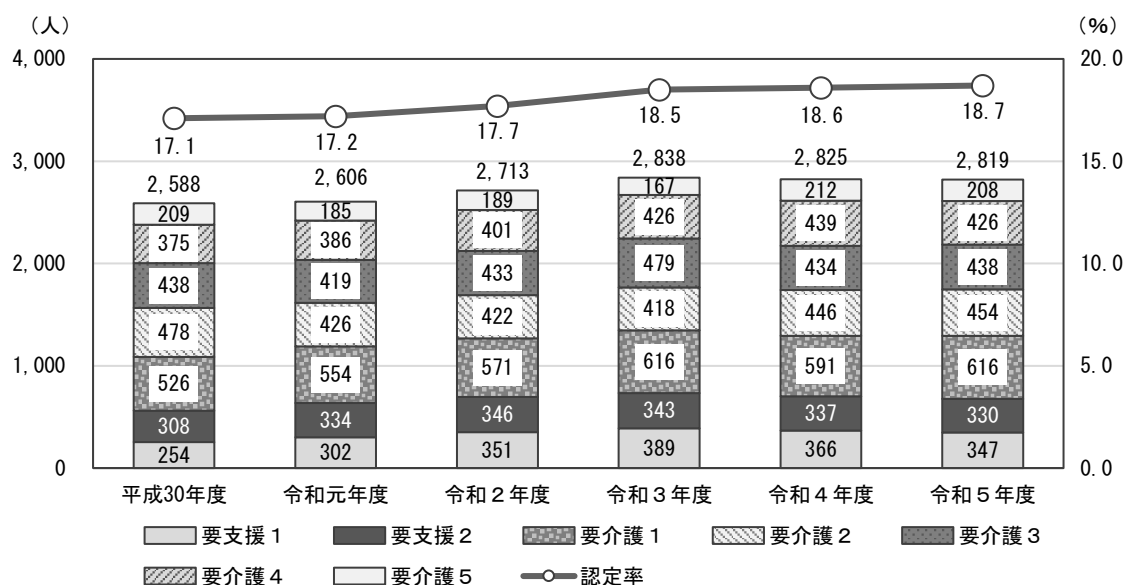
3 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

要支援・要介護認定者は令和3（2021）年に2,838人まで増加し、その後は、概ね横ばいで推移しています。認定率も令和3（2021）年に18.5%まで増加し、その後は、高齢者人口の減少も相まって、緩やかな増加となり、令和5（2023）年で18.7%となっています。

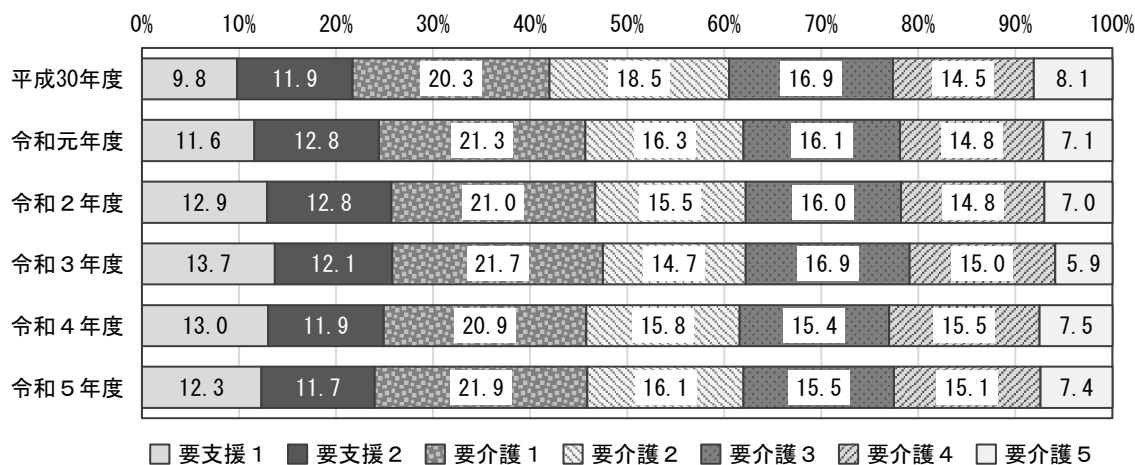
要介護度別の認定者数の割合では、要支援1、要介護1及び要介護4が増加傾向にありますが、その他は、概ね横ばいもしくは減少傾向となっています。

▼ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム

▼ 要支援・要介護度別認定者割合の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 計画期間中の要支援・要介護認定者の推計

本計画期間中の認定者数については、将来人口推計をもとに、前計画期間中の認定率・認定者数の推移を勘案して推計しました。

後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者は増加し、令和8（2026）年には2,873人、認定率は19.4%になると見込まれます。

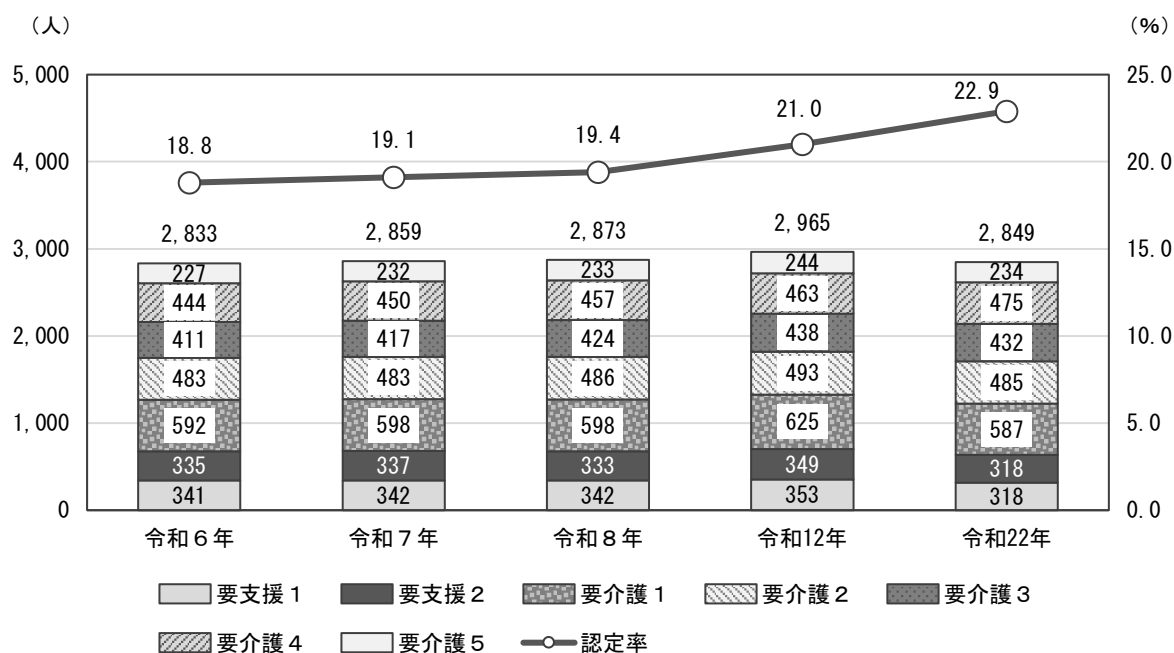
また、令和22（2040）年には、平均寿命の延伸と団塊世代の超高齢化が相まって、認定者数が増加し、認定率も22.9%まで上昇することが見込まれています。

▼ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推計

(単位：人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
認定者数 (認定率)	2,833 18.8%	2,859 19.1%	2,873 19.4%	2,965 21.0%	2,849 22.9%
要支援1	341	342	342	353	318
要支援2	335	337	333	349	318
要介護1	592	598	598	625	587
要介護2	483	483	486	493	485
要介護3	411	417	424	438	432
要介護4	444	450	457	463	475
要介護5	227	232	233	244	234

出典：地域包括ケア「見える化」システムを使用した推計



出典：地域包括ケア「見える化」システムを使用した推計

第3章 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査結果の概要

計画の策定にあたり、高齢者の生活や健康などの状況、市内事業所の介護人材の実態などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

▼ アンケート調査結果の概要

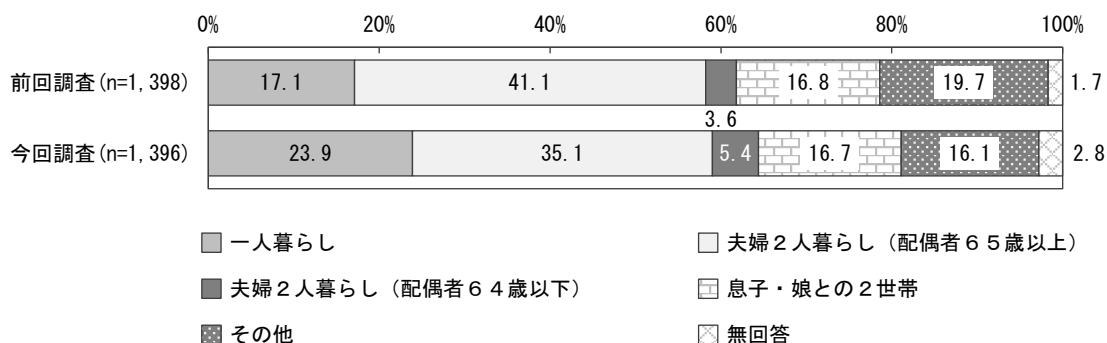
調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護人材実態調査
対象者	市内にお住まい（令和5年1月1日現在）で、65歳以上の「要介護認定を受けていない方」及び「要支援1・2認定を受けている方」	市内にお住まい（令和5年1月1日現在）で、65歳以上の「要介護認定を受けて在宅で生活をされている方」	市内で介護サービスを行っている事業所
調査対象数	2,000名（無作為抽出）	1,000名（無作為抽出）	74事業所
回収数	1,396名	641名	45事業所
回収率	69.8%	64.1%	60.8%
調査期間	令和5年1月から令和5年2月		
調査方法	郵送配布・郵送回収		メール依頼・回収

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

(1) 家族構成について

回答者の家族構成では、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）の割合が最も多くなっていますが、前回調査（令和2（2020）年調査）（以下、同じ。）と比べると、一人暮らし高齢者の割合が大きく増加しています。

▼ 調査対象者の家族構成



(2) 高齢者の日常生活におけるリスクの状況（リスク判定）

リスク判定とは、要介護度悪化につながるリスクを判定するものであり、厚生労働省より提示された「基本チェックリスト」を用いて介護の原因となりやすい生活状況等について把握するものです。

高齢者の日常生活におけるリスク判定の結果は以下のとおりであり、本市では、認知症、うつ、転倒、咀嚼機能、閉じこもりなどのリスク該当者が多く、全国及び千葉県平均よりも高い割合のリスクは認知症、うつ、転倒、閉じこもりとなっています。

▼ 日常生活におけるリスクの状況

	全国	千葉県	いすみ市	判定
運動器機能リスク	17.0%	15.9%	14.7%	↓
栄養改善リスク（BMI 18.5未満）	8.0%	8.3%	7.1%	↓
咀嚼機能リスク（固いものが食べにくい）	32.3%	31.6%	31.6%	↓
閉じこもりリスク	17.8%	17.7%	21.6%	↑
認知症リスク	42.9%	42.8%	45.4%	↑
うつリスク	41.5%	41.3%	42.5%	↑
IADL	6.6%	6.0%	5.4%	↓
転倒リスク	31.4%	30.0%	32.3%	↑

出典：全国平均、千葉県平均は、地域包括ケア「見える化」システムより

※全国は、回答を得られた全国417市区町村の平均値。千葉県は、回答を得られた県内20市町村の平均値。

(3) 地域活動への参加について

地域での活動に参加している割合は全般的に少なく、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前回調査と比べて、いずれの地域活動も参加率が減少しています。

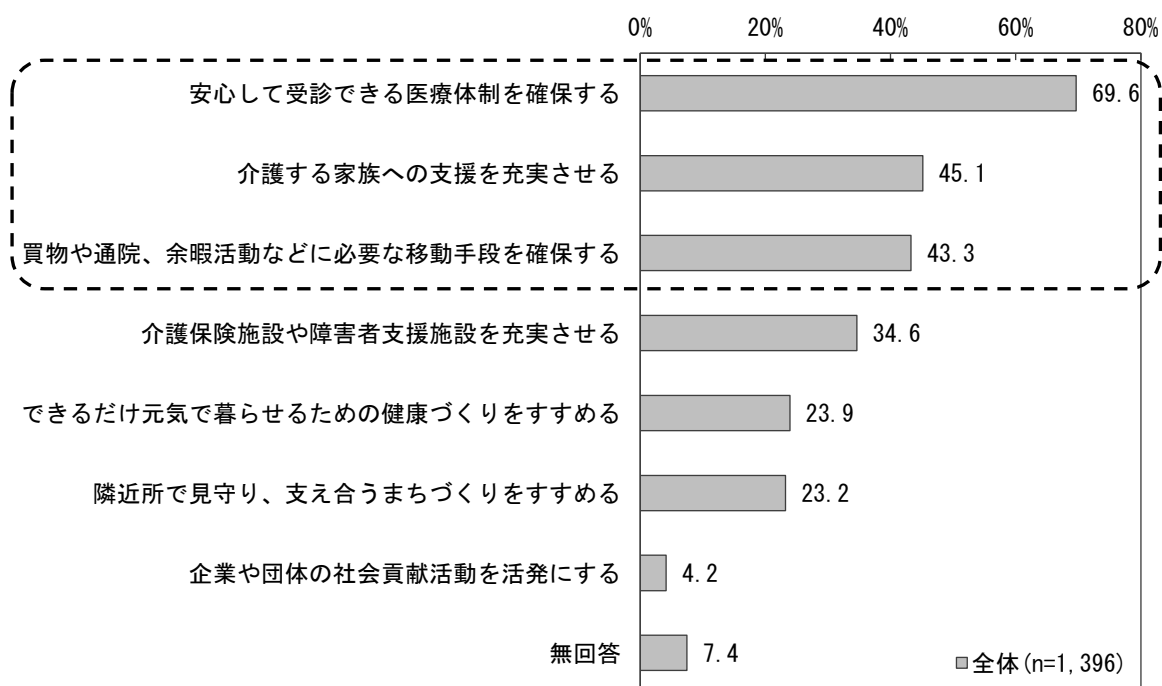
▼ 地域活動への参加状況

項目	前回調査	今回調査	増減
ボランティアグループ参加者（月1回以上）の割合	5.1%	4.9%	↓
スポーツ関係のクラブ参加者（月1回以上）の割合	11.2%	10.6%	↓
趣味の会参加者（月1回以上）の割合	19.2%	15.1%	↓
学習・教養サークル参加者（月1回以上）の割合	3.0%	2.7%	↓
通いの場・集いの場参加者（月1回以上）の割合	4.0%	2.9%	↓
老人クラブ参加者（月1回以上）の割合	3.1%	0.9%	↓
町内会・自治会参加者（月1回以上）の割合	6.0%	5.4%	↓
地域活動へ参加意向がある者の割合	53.4%	52.8%	↓

(4) 市に優先して取り組んでほしい施策について

市の施策のうち、今後、特に優先的に取り組んでほしい施策では、「安心して受診できる医療体制を確保する」といった意見が最も多く、次いで、「介護する家族への支援を充実させる」、「買物や通院、余暇活動などに必要な移動手段を確保する」といった意見が多くなっています。

▼ 優先して取り組んでほしい施策



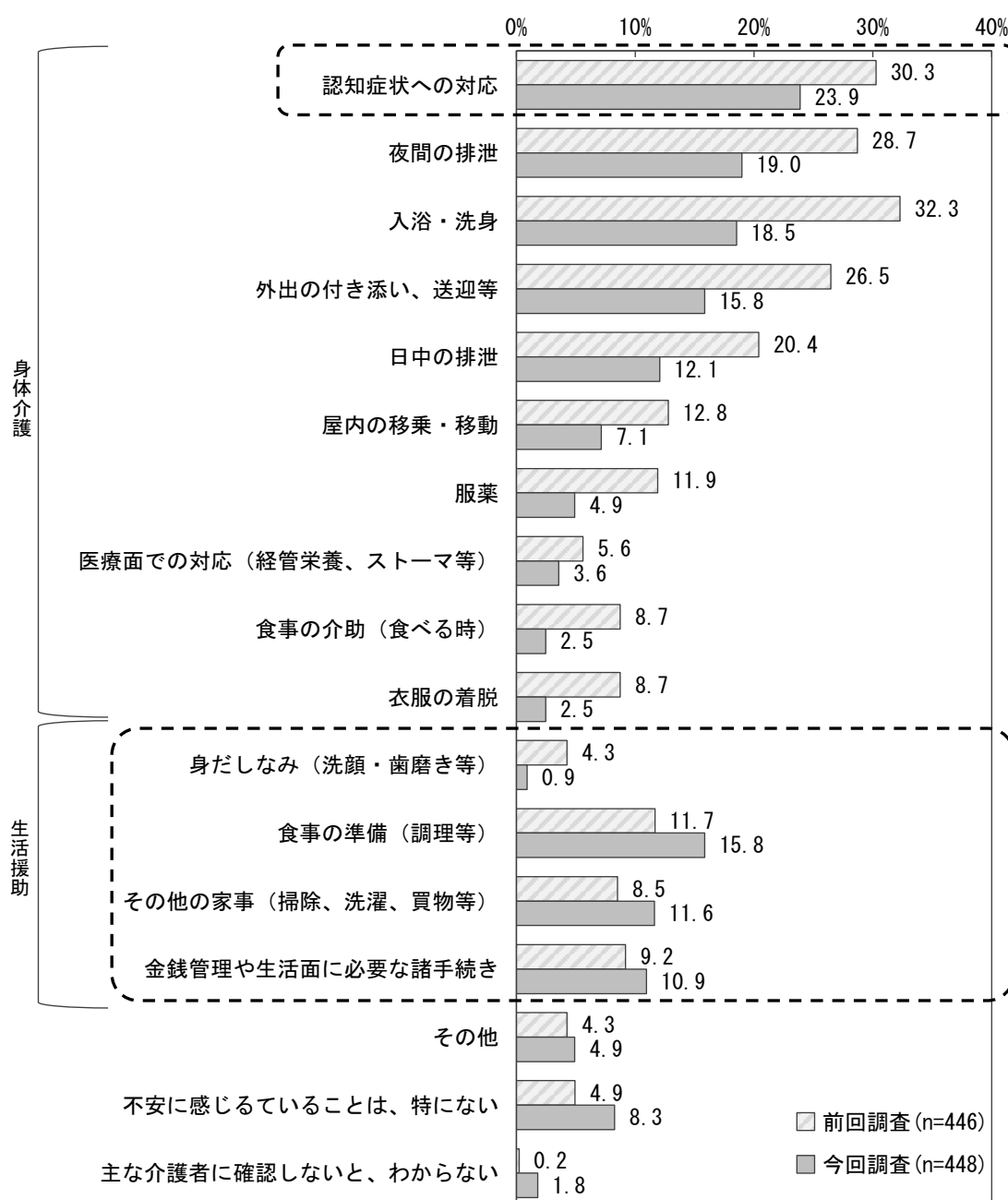
3 在宅介護実態調査の概要

(1) 介護者が不安に感じている介護内容

在宅生活を継続していくうえで、介護者が不安に感じている内容では、「認知症状への対応」といった意見が最も多くなっています。

前回調査との比較では、身体介護に関する不安が少なくなっている一方、生活援助に対して不安を感じている介護者が多くなっています。

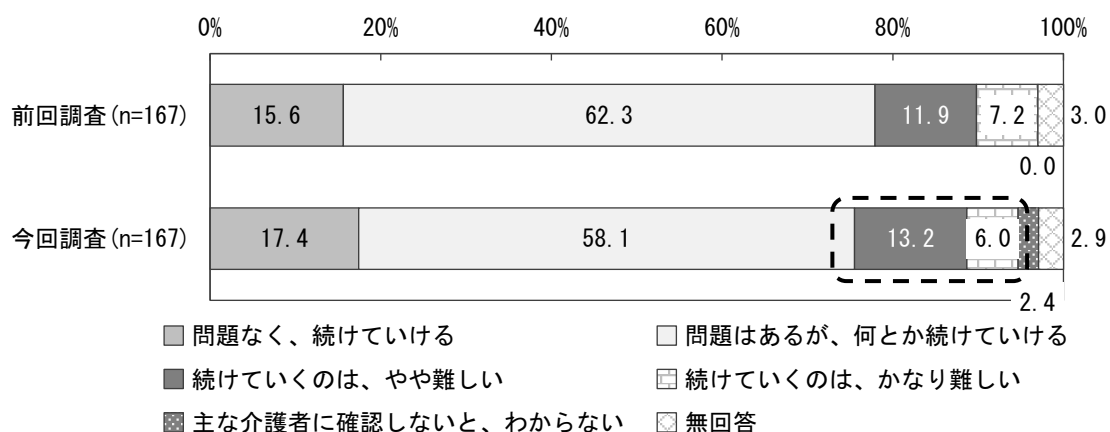
▼ 介護者が不安に感じている介護内容



(2) 主な介護者の仕事と介護の両立の状況

現在働いている主な介護者の、今後の仕事と介護の両立について、「問題なく、続けていける」と考えている方は全体の約2割となっています。一方、仕事と介護の両立が難しいと考えている方も全体の約2割であり、前回調査と比べても、ほぼ同割合となっています。

▼ 仕事と介護の両立に対する考え方

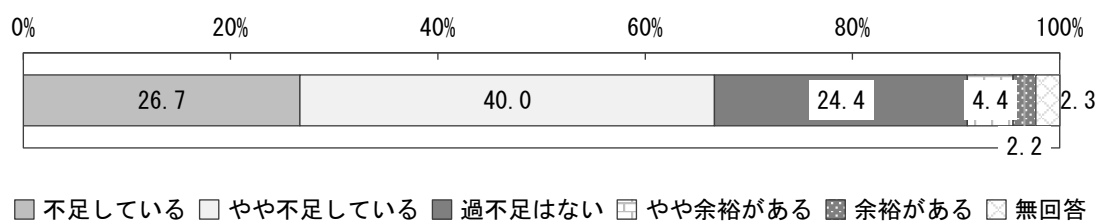


4 介護人材実態調査の概要

(1) 介護職員の確保状況について

市内事業所の職員の過不足状況では、不足していると感じている事業所は、全体の約7割を占めており、余裕があると感じている事業所は、全体の1割以下となっています。

▼ 職員数の過不足の状況



第4章 前回計画の振り返りと実績分析

1 基本目標ごとの振り返り

(1) 地域で見守り、支え合う体制の強化

地域で見守り、支え合う体制の強化に向けては、各地域支援事業や高齢者の居住環境の整備などに取り組んできました。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業では、訪問型・通所型サービスや一般介護予防事業などに取り組み、訪問型サービスでは、令和3（2021）年4月より、新たに訪問型サービスA（基準を緩和したサービス）を開始しました。また、一般介護予防事業では、高齢者の介護予防活動などを推進するための介護予防教室の開催や、通い・集いの場をつくる自主団体への運営支援などを行ってきました。

訪問型サービスでは、新たなサービスが開始されましたが、今後は、需要に対する適切な供給体制を確保することが必要となります。一般介護予防事業では、市が実施する介護予防教室への参加希望者が毎回多いため、開催場所や実施回数などの検討、自主的な介護予防の場としての通い・集いの場の活動場所の周知を行い、参加の機会を増やしていくことが必要となります。

② 包括的支援事業

包括的支援事業では、地域の包括的支援機能の強化や、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援体制の整備などに取り組んできました。

地域の包括的支援機能の強化では、地域包括支援センターを中心とした相談機能の強化などに努めてきましたが、専門職の減少や委託窓口の周知不足などから、必ずしもネットワークを生かした相談対応がとれていないケースも見られました。また、在宅医療・介護連携においては、新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関のひっ迫により、対面での情報共有などができず、連携がうまく取れない時期がありました。

今後、後期高齢者が増加することで、介護に関する相談機会が増加するとともに、医療と介護の双方を必要とする複合的ニーズの増加が予想される中、これまで以上に相談体制の強化を図り、在宅医療・介護連携を推進していくことが必要となります。

その他、認知症施策では、令和5（2023）年度にいすみオレンジネットワークを立ち上げ、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みづくりを構

築しました。今後も、認知症高齢者の増加が予想される中、いすみオレンジネットワークと連携し、認知症施策を推進していくことが必要となります。

一人暮らし高齢者世帯の増加により、孤独死や突発的な事態への対応が重要と考え、見守りを含めた緊急通報体制がとれる、見守りあんしん電話事業を推進してきました。今後も住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう支援していくことが必要となります。

③ 任意事業

任意事業では、介護給付の適正化と家族介護者への支援に取り組んできました。

介護給付の適正化では、ケアプラン点検のためのシステムを令和3（2021）年から導入し、ケアプランの内容が適正かどうか、給付管理に誤りがないかを点検しました。被保険者に対しては、介護給付費通知書を年2回送付し、自身の利用した介護保険サービスの内容をお知らせしています。

家族介護支援事業として、在宅介護のポイントを学べる教室の開催や介護の悩み相談のできる場の提供などを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まで、各取組が実施できませんでした。認知症患者の増加に伴い、徘徊による行方不明となる方が増加してきており、介護する家族の負担軽減のため令和4（2022）年度より、携帯型端末機や内蔵型GPS機器を貸出し、GPSによる現在地の確認ができる徘徊高齢者家族支援事業を開始しました。介護用品支給事業は、近年の原油高・物価高騰の影響を受け介護用品も値上がりをしているため、支給金額の増額、あわせて購入できる品目の拡充を行い支援の幅を広げました。いずれの事業も家族介護の負担を軽減する観点から必要な事業であり、引き続き、事業を継続していくことが必要となります。

④ 高齢者の居住環境の整備

本市では、自己又は家族所有の住宅で生活する高齢者が多い状況ですが、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想される中、介護サービスはまだ必要ないが、手すりや、スロープなど住宅環境の整備だけが必要な方も多くいますので住宅改修支援事業を、引き続き継続していくことが必要と考えられます。

(2) 介護サービスの充実

① 居宅サービス

居宅サービスとして、自宅で生活する人を対象とした介護保険サービス（訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、その他のサービス（福祉用具貸与、住宅改修等））を提供しています。

近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、訪問系サービスの需要が高まっており、訪問介護サービスのヘルパー不足が問題となっています。その一方、通所系サービスは感染予防などの観点からサービス利用が減少しており、特に通所介護サービスへの影響は大きく、事業所によっては、事業継続も厳しい状況となりつつあります。今後は、特に訪問系サービスの介護人材不足の問題を解決するための施策や、通所系サービスの事業継続にむけた支援や施策を進めていくことが必要です。

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスとして、地域密着型通所介護をはじめとした地域の特性に応じたサービスを提供しています。

令和4（2022）年度に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1事業所新たに開設し、サービスの充実を図りましたが、現在、市内に訪問系サービスがなく、今後、需要を見ながら整備の必要性を検討していくことが必要となります。

③ 施設サービス

介護保険法に基づく施設サービスとして、市内に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護老人保健施設があります。施設サービスの需要は多い状況ですが、現在、概ね適正な施設数で整備されています。今後の施設整備の必要性については、将来の人口動態を見据えながら検討していくことが必要です。

(3) 生きがいづくりの促進

① 安心・安全な暮らしの確保

安心・安全な暮らしの確保として、一人暮らし高齢者への支援や、高齢者の権利擁護及びボランティア・地域福祉活動の推進、災害・感染症対策に取り組んできました。

高齢者見守りネットワーク事業では、現在、125の民間事業者の協力を得ていますが、今後、一人暮らし高齢者の増加が予想される中、更なる民間事業者の協力を得ることが必要です。また、権利擁護の一環として、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、高齢者の虐待防止にむけた取組を推進してきました。高齢者を取り巻く虐待防止ネットワークの構築はできましたが、社会全体で虐待防止に取り組む観点から、今後は、障害分野や子育て分野を含めた包括的なネットワークの構築が必要となります。

その他、ボランティアや地域福祉活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、活動の場が制限され、また、新たなボランティアの育成も困難な状況となりました。現在、通い・集いの場の開催を希望する高齢者も多いことから、感染症対策を行いつつ、ボランティアや地域福祉活動の活性化を図るとともに、新規ボランティアの育成や自主団体の立ち上げ支援などを推進していくことが必要となっています。

② 生きがいづくりの推進

生きがいづくりの推進では、高齢者の交流活動の促進や就労支援などに取り組んできました。近年は、高齢者の老人クラブへの参加意欲も低下してきていることから、老人クラブの会員数も減少傾向であり、魅力ある老人クラブ活動を計画するなど、老人クラブ活動の充実を図っていくことが必要となっています。また、シルバー人材センターへの依頼も増加傾向であることから、働く意欲のある高齢者にシルバー人材センターへの入会をすすめ、高齢者が経験や知識、技術等を活かし、生きがいを持って働く環境づくりを進めていくことが必要となります。

2 要支援・要介護認定者数

計画値と実績値を比較すると、令和3（2021）年度は要支援1、要介護1及び要介護3で計画値を上回り、要介護2及び要介護5で計画値を大きく下回っていました。認定者全体で見ると各年度で計画値を下回り、令和5（2023）年度には計画値の95.9%となっていました。

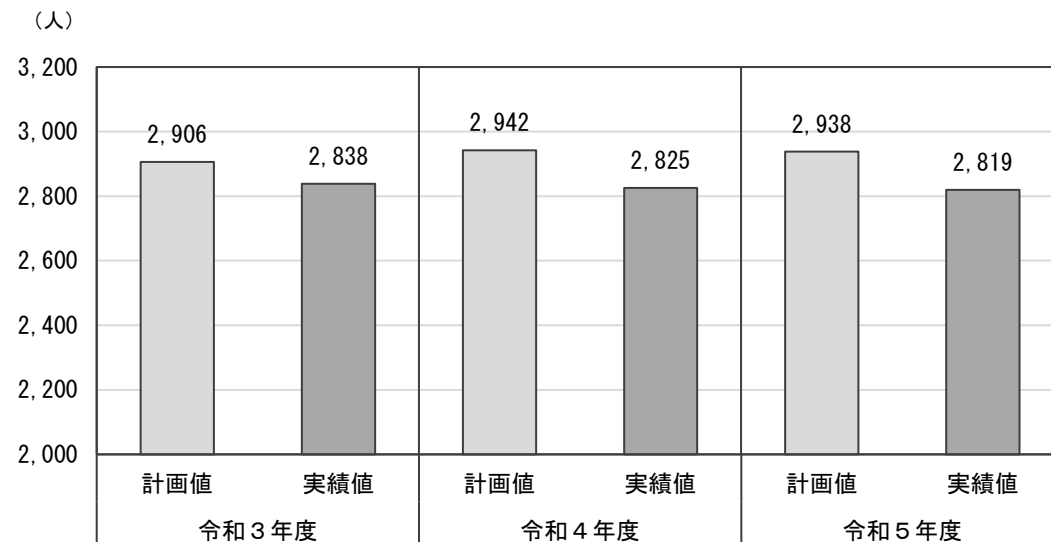
▼ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）における第8期計画値と実績値の比較

（単位：人）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
要支援1	359	389	108.4%	362	366	101.1%	358	347	96.9%
要支援2	367	343	93.5%	369	337	91.3%	366	330	90.2%
要介護1	603	616	102.2%	610	591	96.9%	609	616	101.1%
要介護2	475	418	88.0%	480	446	92.9%	481	454	94.4%
要介護3	458	479	104.6%	466	434	93.1%	468	438	93.6%
要介護4	422	426	100.9%	430	439	102.1%	432	426	98.6%
要介護5	222	167	75.2%	225	212	94.2%	224	208	92.9%
合計	2,906	2,838	97.7%	2,942	2,825	96.0%	2,938	2,819	95.9%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

▼ 要支援・要介護認定者総数における第8期計画値と実績値の比較



出典：地域包括ケア「見える化」システム

3 給付費

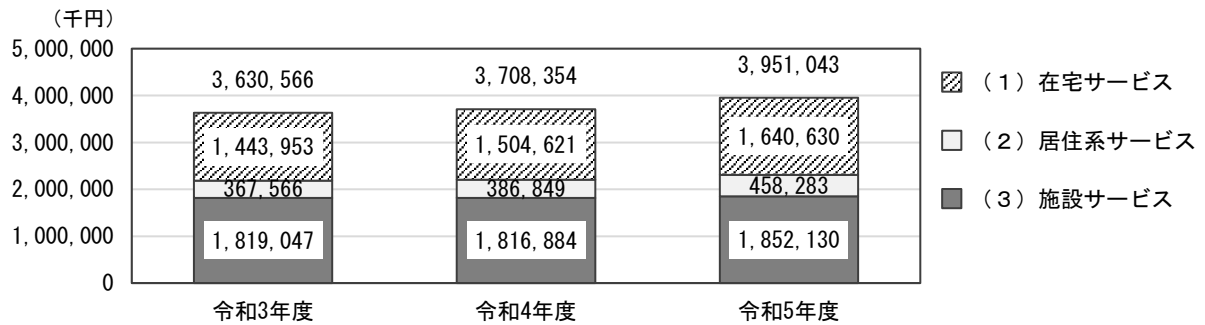
(1) 介護給付費

年度による上下動はありますが、施設系サービスの推移に比べ、在宅サービス及び居住系サービスは増加傾向にあります。

▼ 介護給付費の第8期実績値の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	1,443,953	1,504,621	1,640,630
居住系サービス	367,566	386,849	458,283
施設系サービス	1,819,047	1,816,884	1,852,130
合計	3,630,566	3,708,354	3,951,043



出典：地域包括ケア「見える化」システム

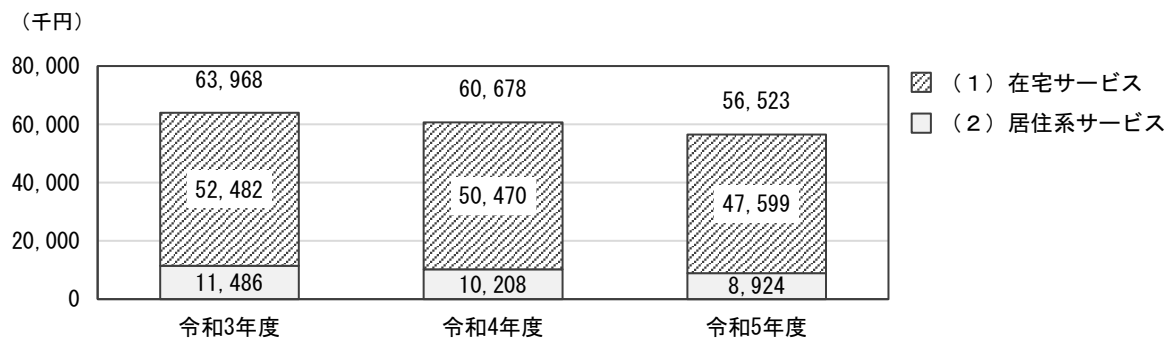
(2) 予防給付費

予防給付費は在宅サービス、居住系サービスともに減少傾向にあります。

▼ 予防給付費の第8期実績値の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	52,482	50,470	47,599
居住系サービス	11,486	10,208	8,924
合計	63,968	60,678	56,523



出典：地域包括ケア「見える化」システム

4 サービス利用量

(1) 介護サービス

1月あたりの介護給付サービス利用の推移は、以下のとおりです。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
訪問介護	回数(回)	7,202	7,655	7,815
	人数(人)	347	372	377
訪問入浴介護	回数(回)	311	350	404
	人数(人)	65	72	75
訪問看護	回数(回)	509	590	766
	人数(人)	95	96	100
訪問リハビリテーション	回数(回)	903	959	1,115
	人数(人)	76	80	86
居宅療養管理指導	人数(人)	110	109	133
通所介護	回数(回)	2,136	2,150	2,514
	人数(人)	231	230	258
通所リハビリテーション	回数(回)	1,847	1,988	2,205
	人数(人)	199	220	254
短期入所生活介護	日数(日)	1,619	1,584	1,778
	人数(人)	87	90	100
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	51	101	180
	人数(人)	6	13	28
福祉用具貸与	人数(人)	713	735	741
特定福祉用具購入費	人数(人)	16	13	15
住宅改修	人数(人)	7	6	4
特定施設入居者生活介護	人数(人)	49	50	54
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	1	1	0
地域密着型通所介護	回数(回)	1,675	1,617	1,415
	人数(人)	204	199	186
認知症対応型通所介護	回数(回)	166	147	94
	人数(人)	13	11	8
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	22	23	27
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	62	67	77
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	28	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	28	27	28
施設サービス				
介護老人福祉施設	人数(人)	306	299	289
介護老人保健施設	人数(人)	237	228	229
介護医療院	人数(人)	4	3	4
介護療養型医療施設	人数(人)	3	2	0
居宅介護サービス				
居宅介護支援	人数(人)	1,039	1,080	1,106

出典：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 介護予防サービス

1月あたりの介護予防給付サービス利用の推移は、以下のとおりです。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
介護予防訪問看護	回数(回)	47	32	17
	人数(人)	12	9	8
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	272	236	346
	人数(人)	27	26	34
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	10	10	9
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	26	23	14
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	29	23	0
	人数(人)	3	1	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	161	165	158
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	3	3	1
介護予防住宅改修	人数(人)	2	2	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	11	13	11
地域密着型サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	5	4	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	0	0
介護予防サービス				
介護予防支援	人数(人)	196	196	183

出典：地域包括ケア「見える化」システム

第5章 いすみ市が目指す高齢社会像

1 いすみ市が目指す高齢社会像

いすみ市では、高齢化の進行が今後も続くと予想されておりますが、要支援・要介護認定者数の増加率が抑えられ、重度化が抑制される傾向も見られました。このような実績を鑑みつつ、引き続き高齢者福祉と介護を取り巻く状況の変化に対応した、施策の展開が必要と考えられます。

また、元気な高齢者の積極的な社会参加を促す必要性や認知症高齢者への対応、一人暮らし高齢者への支援に加え、感染症対策の準備や、災害へのさらなる備えなど、新たな課題が顕在化してくることも考えられます。

このようなことを踏まえ、いすみ市が目指す高齢社会像は下記のとおりとします。

健やかでいきいきと、明るく暮らせるまち

- 高齢者一人ひとりが自らの状態を把握し、感染症などの脅威から守られる安心を感じつつ、状況に合った健康づくりや介護予防に取り組む社会
- 高齢者一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、就労、ボランティア、生涯学習、趣味、スポーツなど積極的に社会活動に参加する社会

地域全体が支え合い、その人らしく安心して暮らせるまち

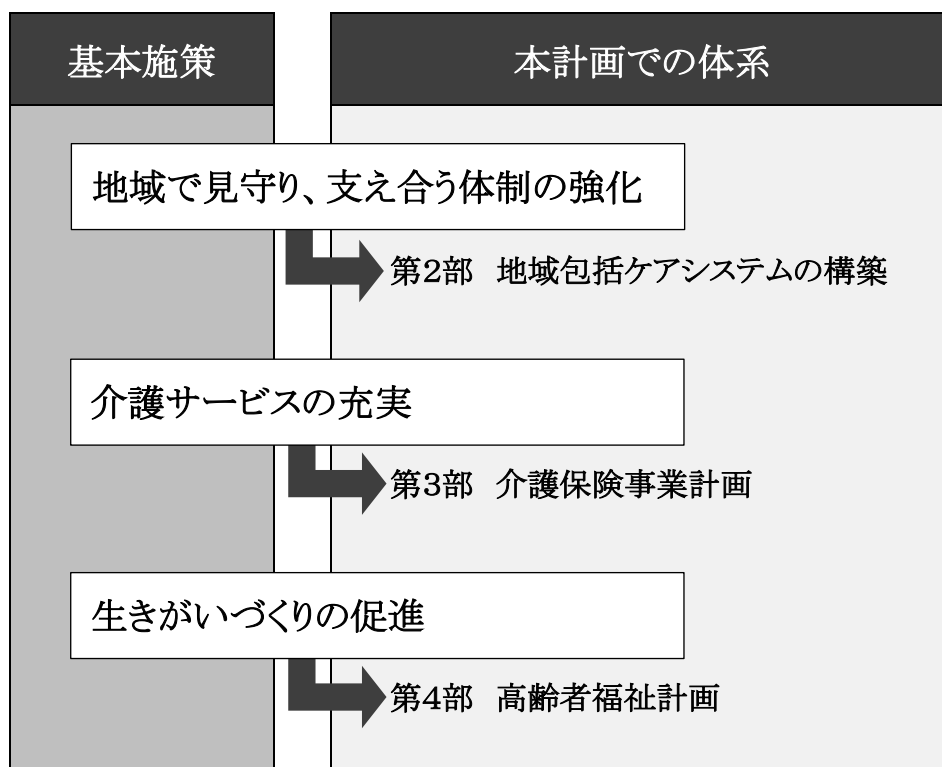
- 生活上の支援や、災害時支援が必要な高齢者に対し、保健・福祉・医療関係機関はもとより、ボランティア、近隣住民が連携して支援する社会
- どのような状態であっても、高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活を送ることができる社会

2 基本施策

本計画の上位計画となる「いすみ市総合計画」では、高齢者福祉の充実を図る施策として、以下の施策方針を設定しています。

1	介護サービスの充実
2	地域で見守り、支え合う体制の強化
3	生きがいづくりの促進

本計画は、「いすみ市総合計画」の高齢者福祉全般に関わる個別計画という位置づけとなっていることから、基本施策については上記計画と整合を図り、下記のとおり設定します。本計画の重点的な目標は、高齢者福祉及び介護保険事業の枠を超えた総合的な「地域包括ケアシステム」の構築にあることから、総合計画における施策方針に対して、本計画では下記の構成により対応することとします。



3 取組の重点化

(1) 重点化すべき取組

いすみ市の高齢者を取りまく状況や高齢者福祉に関する市民ニーズ、これまでのいすみ市の高齢者福祉に関わる取組内容などを勘案しつつ、今後、いすみ市が高齢者福祉施策を展開するにあたって、重要と思われる取組を重点取組として設定し、いすみ市の高齢者福祉施策に携わるすべての方々の中で、意識の共有を図ります。

重点取組1 介護人材の確保

介護人材については、前回計画の振り返りにおいて、課題のひとつとして挙げられており、また、事業所を対象としたアンケート調査の結果では、約7割の事業所が人材不足であると回答されています。さらに、現在、いすみ市では、訪問系サービスを支える介護人材が不足していることや、地域包括支援センターの相談機能の強化及びケアマネジメントの質の向上を図るための専門職の不足が指摘されています。

そのため、介護人材の確保を重点取組のひとつとして設定し、様々な介護人材の確保にむけた各種取組を強化します。

重点取組2 在宅サービスの充実

現在、いすみ市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所系サービスの利用が減少し、訪問系サービスの利用が増加しています。

また、高齢者の増加に伴い、今後、ますます在宅サービスの需要が増加すると考えられます。

そのため、在宅サービスの充実を重点取組のひとつとして設定し、市民ニーズを踏まえた在宅サービスの充実を図ります。

重点取組3 在宅医療・介護連携の推進

平均寿命の延伸と85歳以上高齢者の増加により、今後、医療と介護の双方を必要とする複合的ニーズの増加が予想されるとともに、アンケート調査の結果において、「安心して受診できる医療体制を確保する」ことが望まれています。

そのため、在宅医療・介護連携の推進を重点取組のひとつとして設定し、更なる取組の強化を図ります。

いすみ市では、統計やアンケート調査の結果からも、高齢者一人暮らし世帯の割合が急増していることから、今後、ますます地域での見守り体制が重要となります。

そのため、これまでも取り組んできた「一人暮らし高齢者等に対する支援の充実」を重点取組のひとつとして設定し、更なる取組の強化を図ります。

(2) 重点化に対する方向性

本計画では、4つの重点取組を確実に推進していきます。

▼ 第9期計画の重点取組

取組		具体的な方向性
重点取組 1	介護人材 の確保	外国人技能実習生の積極的な活用を推進し、事業所で取り組みやすいよう、環境を整えるための支援を検討する。
重点取組 2	在宅サービスの 充実	資格取得のための補助制度の見直し、現在実施していない、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格取得の助成制度を検討する。
重点取組 3	在宅医療・介護連携 の推進	地域医療の中核である、いすみ医療センターとの連携、あわせて地域の医師会・歯科医師会との連携を強化する。
重点取組 4	見守り体制 の充実	既存の事業の充実を図る。特に地域での見守り体制の強化を図るため行政区へ協力依頼を行う。

第2部 地域包括ケアシステムの構築

第1章 介護予防・日常生活支援総合事業

第2章 包括的支援事業

第3章 任意事業

第1章 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な主体を活用して高齢者を支援するため、地域の実情に応じた取組を進めます。高齢者が支援を受ける側から支える側に回ることなども目指し、高齢者の互助・自立を促していきます。

(1) 訪問型サービス

■内容

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者に、訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス件数（件）	1,754	1,626	1,560
訪問型緩和サービス件数（件）	265	321	300

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問型サービス件数（件）	1,537	1,543	1,533	1,595	1,445
訪問型緩和サービス件数（件）	296	297	295	307	278

■課題・今後の方針

従来の介護予防訪問介護相当のサービスに加え、令和3（2021）年度より基準を緩和した訪問型サービスの提供を開始しました。

今後も地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の検討を進めていきます。

(2) 通所型サービス

■内容

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者に、「運動器の機能向上プログラム」「口腔機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」などの通所型サービスを行うものです。

運動器の機能向上プログラムについては、健康運動指導士を講師にした集団指導を行い、個人の身体状況に応じた運動プログラムを作成し、転倒骨折予防や、加齢に伴う運動器の機能低下の予防、機能向上などを図ります。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス件数（件）	2,014	1,973	1,980
通所型緩和サービス件数（件）	520	464	396

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所型サービス件数（件）	1,950	1,958	1,946	2,024	1,834
通所型緩和サービス件数（件）	390	392	389	405	367

■課題・今後の方針

従来の介護予防通所介護相当のサービスに加え、基準を緩和した通所型サービス（デイサービス）の提供を行っています。

今後も地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の検討を進めていきます。

(3) 総合事業介護予防ケアマネジメント

■内容

介護予防・日常生活支援総合事業対象者にケアプランを作成するとともに、事業の効果の評価（モニタリング）を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減及び悪化防止のためのマネジメントを行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画作成件数（件）	2,387	2,183	2,148

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画作成件数（件）	2,116	2,124	2,111	2,196	1,990

■課題・今後の方針

一人ひとりに、適切なケアプラン作成が行われるようケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。

2 一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や認定者を分け隔てなく、全ての住民の通い・集いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通い・集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけではなく、対象者の適切な把握、介護予防に関する啓発、介護予防につながる地域活動への支援など、高齢者周辺の環境づくりも推進していきます。

(1) 介護予防把握事業

■内容

閉じこもり傾向など、何らかの支援を要する方の状況を把握し、介護予防活動へつなげていくものです。

■課題・今後の方針

地域からの情報があつた場合、状況に応じ介護予防教室参加や介護認定を勧めています。しかし、住民主体の介護予防活動がまだ多いとはいえない状況であり、後述の「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」等との総合的な推進が必要です。

地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報や基本チェックリストなど）を活用し、自らSOSを出せないが困っている高齢者を把握して必要なサービスや介護予防活動へつなげるとともに、地域の民生委員と連携を図り、支援を要する高齢者を把握し必要なサービスや介護予防活動へつなげていきます。

(2) 介護予防普及啓発事業

■内容

介護予防についての基本的な知識を普及・啓発するため、運動、栄養、口腔に関する知識を学ぶ場所として、介護予防教室を開催します。介護予防ボランティアを中心としたフォローの場を確立し、継続した取組を支援します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室 開催回数(回)	12	12	21
介護予防教室 延参加人数(人)	201	221	420

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防教室 開催回数(回)	21	21	21	21	21
介護予防教室 延参加人数(人)	630	630	630	420	420

■課題・今後の方針

引き続き、介護予防・フレイル予防の普及・啓発を行っていきます。

また、対象団体の固定化や地域差があります。各地区で介護予防教室を開催し、教室開催後、住民の主体的かつ継続的な介護予防活動につなげていきます。

ボランティアがサポーターとなり、住民主体で継続的に取り組めるような場づくりのためにも、介護予防の必要性を効果的に普及・啓発するよう努めます。あわせて、ボランティアの活動場所の提供を検討していきます。

(3) 地域介護予防活動支援事業

① ボランティア勉強会・養成講座

■内容

介護予防に関する様々な活動、高齢者の自主的な活動など、介護予防に資する地域活動組織を育成・支援します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア勉強会 開催回数(回)	4	8	5
ボランティア 養成講座(回)	0	0	4

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
ボランティア勉強会 開催回数(回)	6	6	6	6	6
ボランティア 養成講座(回)	4	4	4	4	4

■課題・今後の方針

ボランティアの担い手の確保が困難な状況です。ボランティアが主体となってサポートしていく意識づけと学習が必要で、養成・育成支援の方法について検討していきます。

ボランティア養成を効率的かつ効果的に行うため、まずはボランティア活動の周知を図り、ボランティア勉強会やボランティア養成講座を開催し、育成プログラムやフォローアップ体制を検討していきます。

② 通いの場支援事業

■内容

高齢者の社会的な孤立や、要介護等認定者の増加を抑制するため、地域で見守り、支え合う場（通いの場）をつくる団体に対し補助を行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場 設置か所数(か所)	6	9	13

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通いの場 設置か所数(か所)	14	15	16	16	16

■課題・今後の方針

高齢者が自宅の近くで気軽に通え、介護予防のための運動をしながら、地域の人たちとふれあうことのできる場づくりを支援します。

引き続き通いの場について周知を図り、フレイル予防の重要性を市民の方へ伝えていきます。また、団体の新規立ち上げや、運営の支援にも取り組んでいきます。

③ 集いの場支援事業

■内容

高齢者が生きがいを感じ、他者との交流を行えるような居場所（集いの場）をつくる自主的な団体に対し補助を行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集いの場 設置か所数(か所)	4	7	8

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
集いの場 設置か所数(か所)	8	9	10	10	10

■課題・今後の方針

今後も高齢者が生きがいを感じ、他者との交流を行えるような集いの場が増えるよう、周知を図るとともに、新規団体の立ち上げ、運営支援などを行っていきます。

(4) 介護予防事業評価事業

■内容

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の評価・検証を行います。

■課題・今後の方針

事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な施策展開につなげていきます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

■内容

通いの場や自主サークル参加者等に対する評価と継続してできる運動を提供し、活動の継続につなげることを目的に、実施しています。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理学療法士の派遣回数(回)	0	5	7

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
理学療法士の派遣回数(回)	8	9	10	10	10

■課題・今後の方針

「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるため、地域に理学療法士を派遣し、フレイル予防に取り組んでいきます。

実施結果から適宜に実施内容の見直しを行い、今後につなげていく必要があります。さらに、市民の要望など聞き取りながら、専門職の関わり方についても検討していきます。

第2章 包括的支援事業

1 地域の包括的支援機能強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化、事業所等との連携強化

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの各種サービス相談を行うほか、要支援認定者や要支援、要介護状態になるおそれのある方に、必要なサービスを提供するための介護予防ケアプラン作成を行うなど、地域における総合的なマネジメントを担う機関です。

地域包括ケアシステムの中核的な機関として位置づけられている地域包括支援センターの機能を維持・強化するため、「地域包括支援センター運営協議会」を中心に活動の点検を行い、業務が円滑に行われるよう保険者である市と居宅介護支援事業所をはじめとするサービス事業所との連携や、事業所間の連携強化を図ります。また、高齢者福祉のみならず、障害や子どもなどその他の福祉分野も含めた複合化・複雑化するニーズに対する的確に対応していくため、重層的支援体制として地域包括支援センターの相談機能の充実・強化を図るとともに、関係機関間のネットワークの強化に努めていきます。

(2) 介護予防支援ケアマネジメント

■内容

要支援認定者等からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、一人ひとりの心身の状況や環境に応じた適切なサービスが包括的かつ適切に提供されるようケアマネジメントを行うものです。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジメント件数（件）	2,309	2,253	2,150

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
ケアマネジメント件数（件）	2,118	2,126	2,113	2,198	1,991

■課題・今後の方針

利用者本位のサービス提供に向け、総合的な相談窓口として地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行い、ケアマネジメントの強化など質の向上を図ります。

(3) 総合相談支援事業

■内容

地域における様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況及び家庭環境等についての実態把握に努め、介護保険サービスだけでなく、様々な情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	194	168	180

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
相談件数（件）	190	200	210	220	210

■課題・今後の方針

総合相談支援事業は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や社会福祉協議会に業務を委託し、相談箇所は地域包括支援センターを含めて7か所ありますので、近くの相談場所に気軽に行けるよう周知を行っていきます。

(4) 権利擁護事業

■内容

高齢者虐待への対応や判断能力が不十分な高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して権利擁護のための支援を行っています。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数（件）	52	59	50

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
対応件数（件）	60	60	60	60	60

■課題・今後の方針

総合的な相談支援の中で権利擁護の観点から必要性が認められる場合は、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置入所など、それぞれの状況に即した対応を行います。

さらに、養護者支援が必要なケースについて、各関係機関と連携強化を図っていきます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

■内容

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員への支援や、保健・医療・福祉などの関係機関とのネットワークづくりを行うものです。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	10	10	12

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
相談件数（件）	12	12	12	14	14

■課題・今後の方針

ケアプラン作成の支援や支援困難事例への指導・助言を行うため、医療機関や各種施設、ボランティアなどとの連携の強化や協力体制の構築を行い、ケアマネジメントの後方支援に努めます。

(6) 地域ケア会議の充実

■内容

地域ケア会議は、医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図ります。個別の課題分析等を通じて地域課題を発見し、課題解決に必要な地域資源開発や地域づくりを行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の実施 開催回数（回）	4	6	10

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域ケア会議の実施 開催回数（回）	10	10	10	10	10

■課題・今後の方針

地域包括支援センターの主催により、個別ケースを検討する地域ケア個別会議を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を行います。

また、社会資源の発掘、開発を行うことで、介護サービス以外のインフォーマルサービスを「便利帳」のようにまとめた冊子の作成を検討します。

2 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県や保健所の支援のもと、市が中心となって、医師会等と緊密に連携しながら、関係機関の連携体制の構築を図ります。

■内容

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供につなげるため、地域の医療機関、医師会及び介護関係機関との連携を深め情報共有を図り、在宅医療における支援体制の充実に努めます。

また、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのサービス提供基盤の充実に努めるとともに、医療ニーズの高い高齢者に対応できる事業所の確保に努めます。

■課題・今後の方針

保健所管内市町輪番制で広域連携会議を開催し、次のアからクの事業を進めています。今後も引き続き広域連携会議を開催し、関係者の連携を推進していきます。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

広域連携会議にて医療機関や介護事業所等の情報収集を引き続き行い、適宜リストやマップの更新作業を行っていきます。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

広域連携会議を引き続き開催し、国保連データベースシステムも活用しながら課題の抽出と対応策の検討を行っていきます。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域包括支援センターが相談窓口となり、医療機関・介護事業所と連携を取って医療と介護が切れ目なく地域住民の生活を支援できる体制を構築していきます。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

共通シートの活用状況や内容改正希望の有無を関係機関へ確認していきます。また、関係者間で共有できるツールと併せて、顔の見える関係を作っていくことで、相談や情報共有をしやすい環境づくりを推進していきます。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により、24時間患者からの連絡を受けられる体制又は往診や訪問看護、介護サービス等を提供できる体制を整備するものです。

住民や関係者へ「介護や医療のことで困ったら地域包括支援センターへ相談」という周知を図り、相談しやすい体制を構築していきます。また、医療関係者と介護関係者の連携を支援する相談会等の開催を検討していきます。

カ 医療・介護関係者の研修

多職種連携研修会を例年開催しています。研修会を通して知識の共有や多職種間の連携を強化することで、円滑なサービス提供体制の構築を図ります。

キ 地域住民への普及啓発

住民の在宅医療・介護連携の理解促進を図るべく必要な課題を抽出し対応策を検討していきます。また、講演会等、コロナ禍により中止を余儀なくされていた参集の事業も検討していきます。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

広域連携会議を通じ、保健所・保健所管内市町と引き続き連携・協議を進めていきます。

3 認知症施策の推進

高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症予防や重度の方への支援、その介護者への支援など、切れ目のない施策を取り組みます。

さらに、これまでの認知症施策推進大綱に加え、令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（通称：認知症基本法）」も踏まえた認知症施策を推進していきます。

また、認知症等で判断能力が不十分な高齢者が不利益を被ったり、消費者被害に遭わないよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を設置し、権利と財産を守るための成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の調整を図り、高齢者の権利が十分守られるよう努めます。

（1）認知症サポーター養成講座

■内容

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	2	7	8
受講者人数（人）	50	165	100

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
実施回数（回）	10	11	12	14	14
受講者人数（人）	120	130	140	180	180

■課題・今後の方針

認知症基本法にもあるように、認知症に関する正しい知識の啓発が必要となるので、より幅広い年代の方に受講してもらうことが重要となります。特に、将来の地域を担う若い世代の方に受講してもらうことで、認知症の方への理解を深めてもらうことが必要です。

今後、認知症を理解し支援をする体制を充実させるとともに、認知症の初期段階から生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護や生活支援サービスを利用できるかの流れを示した「認知症ケアパス」をさらに普及するなど、認知症高齢者が安心して地域で生活できるように支援していきます。

また、認知症の方が一緒に活動できる場づくりも、あわせて進めていきます。

(2) 認知症初期集中支援チーム

■内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート医と専門知識を持つ保健師、社会福祉士、介護福祉士等で構成された支援チームが、認知症の方（疑いのある方）やそのご家族を訪問し相談に応じるものです。病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数（件）	1	1	1

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
対応件数（件）	2	3	4	5	5

■課題・今後の方針

地域包括支援センター等に相談してもらうことが最初の流れであり、困ったときには早めに相談するよう呼びかけるなど、市民に広く周知していきます。また、認知症サポート医と支援チームは日頃から連携づくりに努めることで、連携を強化していきます。

(3) 認知症地域支援推進員

■内容

認知症の方を支援するため、その容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが連携したネットワークを形成し、効果的な支援が行われる体制を構築します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員数(人)	1	1	1

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症地域支援推進員数(人)	1	2	2	3	3

■課題・今後の方針

医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、いすみオレンジネットワークへの参加、認知症の方とその家族を支援する相談などを行う地域支援推進員の活動を進めていきます。認知症ケアパスの普及、物忘れ相談窓口の設置、認知症カフェ等を推進します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で65歳以上の方の成年後見制度の利用について、以下の3項目で支援します。

1. 市長が行う審判の申立て
2. 審判の申立てに要する費用の助成
3. 審判に基づき家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人及び補助人に対する報酬の助成

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数(件)	16	12	14

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
対応件数(件)	15	16	17	20	20

■課題・今後の方針

申立てや費用助成の基準を明確にすることで、制度を利用する市民や後見人等がわかりやすいようにしていきます。

(5) 地域福祉権利擁護事業

■内容

一人暮らしの認知症高齢者等、様々な福祉サービスを適切に利用することが困難な人の権利擁護を目的とするものです。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数（件）	630	544	612

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
支援件数（件）	650	650	650	670	670

■課題・今後の方針

高齢者一人ひとりの権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が生活支援員を派遣して日常的な金銭管理や福祉サービスの利用助言などを行います。

利用者が金銭や、福祉サービス利用に関して、安定して生活できるように支援します。

(6) 認知症対応型サービスの充実

■内容

認知症のある高齢者が受けられる介護サービスとして「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護」があります。

■課題・今後の方針

必要な方に適切にサービス提供が行えるよう、事業所の空き状況の実態を常に把握します。また、サービス内容の周知をし、既存の事業所（グループホーム）でのサービスの充実に図り、認知症高齢者の支援の充実に図ります。

4 生活支援体制の整備

一人暮らし高齢者世帯等の増加により生活支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、NPO、民間企業、ボランティア等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることを踏まえ、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりの支援強化を図ります。

(1) 生活支援体制整備事業

■内容

各地域において、生活支援サービスの充実に向けた、ボランティア等の養成、地域資源の発掘や開発、そのネットワーク化などの役割を担う「生活支援コーディネーター」を育成・強化します。

また、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、医療関係者など多様な主体が参画する生活支援体制整備協議体において情報共有及び連携強化を図ります。

生活支援体制整備協議体には、市全体レベルの課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体があります。

■課題・今後の方針

いすみ市では、「地域包括支援センター運営協議会」を市全体レベルの課題を扱う第1層協議体と位置づけ、社会福祉協議会を日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体と位置づけて実施します。

協議の内容が深まるよう参加者の意識統一等を図り、生活支援コーディネーターとともに、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等の活用を図ります。

第3章 任意事業

1 介護保険事業運営の安定化

(1) 介護給付適正化事業

■内容

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率のよい制度の運用を図るものです。

介護サービス事業所の事業内容の把握や関係機関の連携強化を図りつつ、介護給付費について受給者本人への通知や統計的な分析等を行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検件数（件）	73	64	150
医療情報との突合・縦覧点検（実施回数）	12	12	12
介護給付費通知件数（件）	4,443	4,463	4,500
介護給付費の請求過誤申立件数（件）	494	160	120

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護認定の適正化（件）	100	100	100	100	100
ケアプランの点検件数（件）	100	100	100	100	100
医療情報との突合・縦覧点検（実施回数）	12	12	12	12	12

■課題・今後の方針

国では介護給付適正化の主要5事業として

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

を設定し、いすみ市においても主要5事業を推進してきました。しかし、令和6（2024）年度より主要5事業は、

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検、住宅改修等の点検
（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検

の3事業に再編され、100%の実施を目指すこととなりました。

いすみ市においても3事業を推進し、持続可能な介護保険制度の構築につなげていきます。

- ① コロナ禍では要介護認定は自動延長更新となっていたため、今後、訪問調査件数の大幅な増加が見込まれています。介護を必要とする人を適切に認定していくよう、調査委託や訪問調査員研修等を積極的に行います。
- ② 受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業所が適切に提供できるよう促し、適切なサービスを確保するよう取り組みます。住宅改修や福祉用具購入の際にも、利用者の実態に即した内容であるか、点検・調査を行います。
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検として、千葉県国民健康保険団体連合会からの情報提供と介護保険の給付情報を突合し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

2 高齢者とその家族への支援

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者及び要介護被保険者を介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする、市の独自の事業です。

(1) 家族介護支援事業

■内容

在宅で介護を行っている家族等の介護者を対象に、在宅介護のポイントを学べる教室を開催し、併せて介護の悩み相談のできる場を提供して家族介護の負担軽減を図ります。また、重層的支援の観点から、高齢者や認知症の家族介護者のみならず、ヤングケアラーも含めた包括的な支援体制づくりを進めていきます。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室開催数 (介護老人福祉施設)(件)	0	0	4
教室開催数 (介護老人保健施設)(件)	0	0	3

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
教室開催数 (介護老人福祉施設)(件)	5	5	5	5	5
教室開催数 (介護老人保健施設)(件)	3	3	3	3	3

■課題・今後の方針

在宅で介護を行っている家族等の介護者が興味を持つような、特徴のある教室を開催していきます。

(2) 介護用品支給事業

■内容

在宅で要介護3・4・5の一人暮らし要介護者及び要介護者を介護している住民税非課税世帯の方に対し、紙おむつ等の介護用品を購入できる給付券を交付し、介護者の経済的、身体的負担の軽減を図ります。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者人数(人)	57	58	80
延利用回数(回)	478	458	640

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用者人数(人)	85	90	95	100	100
延利用回数(回)	680	720	760	800	800

■課題・今後の方針

令和5(2023)年に給付額、対象品目を増やしたことで、利用者が増加しています。要介護者を介護する介護者への支援として、今後も事業の周知を図ります。

(3) 徘徊高齢者家族支援事業

■内容

徘徊の症状がある高齢者の方に対し、GPS機能の付いた端末機を貸し出し、所在不明となった時にGPSで位置情報を確認し、早期に保護し、安全確保を図ります。介護している家族の方の身体的、精神的負担を軽減します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者件数(件)	3	3	5

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用者件数(件)	10	12	15	20	20

■課題・今後の方針

年々徘徊する高齢者の方を捜索する件数が増えてきているので、利用促進を図ります。インターネット環境でGPSを使用し位置情報の確認が必要となるため、高齢者世帯でインターネットを使用できない方の支援を検討していく必要があります。

3 高齢者の居住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。

いすみ市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の居住環境の整備を推進します。

(1) 見守りあんしん電話事業

■内容

身体に不安のある一人暮らしの75歳以上の高齢者又は重度身体障害者の方に対し、自宅に見守りあんしん電話装置一式を設置し在宅時の見守りを行います。24時間体制で見守りを行い、急病や事故など突発的な事態に対応します。

緊急時の通報のほか、介護サービスに関する相談や健康相談が受けられる体制を整備して、一人暮らし高齢者等を見守ります。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者件数（件）	569	585	600

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用者件数（件）	620	620	620	640	620

■課題・今後の方針

引き続き警備会社への委託を継続し、24時間の高齢者の見守りを行います。また、必要な人に支援できるよう対象者の検討を行います。

(2) 住宅改修支援事業

■内容

住宅改修に関する相談や情報提供などの助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し経費を助成します。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	4	2	5

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用件数（件）	5	5	5	5	5

■課題・今後の方針

在宅で生活を希望する方が多く、介護サービスは必要なくとも住環境を整備するために住宅改修のみを利用する方の支援を行います。

(3) 孫の手生活援助事業

■内容

在宅の高齢者の方に対し草刈りやゴミ出しなど軽易な作業を依頼した際に、その作業に係る費用の一部を助成し、高齢者の居住環境の維持を図ります。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	47	49	55

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用件数（件）	62	64	68	70	70

■課題・今後の方針

高齢者の方は、家の敷地内の草刈りや庭木の手入れなど、なかなか行うことができず、荒れてしまい居住環境が悪くなるが多いため、今後も事業を継続します。

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護サービス量の見込み

第2章 介護保険事業費の見込み

第3章 介護保険料の算定

第1章 介護サービス量の見込み

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

■サービス内容

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行うものです。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの日常生活に必要な支援を行います。

■実績と計画

介護給付は、増加傾向で推移してきました。

本計画では、認定者数及び在宅での介護需要の増加を想定し、その後の利用者数は安定してくると見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	回/月	7,202	7,655	7,815	7,888	8,023	8,105	8,028	7,859
	人/月	347	372	377	383	390	393	397	383

(2) 訪問入浴介護

■サービス内容

利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

■実績と計画

予防給付は実績がありませんでした。介護給付は、増加傾向で推移してきました。

本計画では、認定者数及び在宅での介護需要の増加を想定し、その後の利用者数は安定してくると見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	311	350	404	423	437	435	416	416
	人/月	65	72	75	80	83	83	80	80

(3) 訪問看護

■サービス内容

療養生活の支援と心身機能の維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の介護や必要な診療の補助を行います。

■実績と計画

予防給付は減少傾向で、介護給付は増加傾向で推移してきました。1人当たりの利用回数が増加し、看護師などの負担が大きくなってきています。

本計画では、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	47	32	17	17	17	17	17	17
	人/月	12	9	8	8	8	8	8	8
介護給付	回/月	509	590	766	787	807	813	780	755
	人/月	95	96	100	105	107	108	106	103

(4) 訪問リハビリテーション

■サービス内容

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

■実績と計画

予防給付、介護給付とも増加傾向で推移してきました。

本計画では、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	272	236	346	319	319	319	338	299
	人/月	27	26	34	33	33	33	35	31
介護給付	回/月	903	959	1,115	1,128	1,128	1,143	1,183	1,133
	人/月	76	80	86	88	88	89	92	88

(5) 居宅療養管理指導

■サービス内容

通院が困難な利用者へ病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

■実績と計画

予防給付は横ばいで、介護給付は増加傾向で推移してきました。

本計画では、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	10	10	9	9	9	9	9	8
介護給付	人/月	110	109	133	142	147	150	145	139

(6) 通所介護（デイサービス）

■サービス内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や相談、助言、レクリエーション等のサービスを受けます。

定員 18 人以下の小規模事業所による通所介護は地域密着型通所介護となります。

■実績と計画

介護給付は、増加傾向で推移してきました。

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控えていた利用者及び在宅での介護需要の増加を想定し、利用者が増加するものと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	回/月	2,136	2,150	2,514	2,490	2,513	2,519	2,549	2,479
	人/月	231	230	258	263	266	267	271	263

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

■サービス内容

心身機能の維持回復、体力の増進を図り、日常生活上での自立を目指します。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

■実績と計画

予防給付は減少傾向、介護給付は増加傾向で推移してきました。

本計画では、心身機能の維持回復、体力の増進は、介護予防や重度化防止にとって重要であり、今後も積極的に利用してもらうことを想定し、利用増加を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	26	23	14	20	20	20	20	20
介護給付	回/月	1,847	1,988	2,205	2,223	2,228	2,256	2,272	2,213
	人/月	199	220	254	257	261	264	267	259

※介護予防については、月単位の定額であるため、利用回数は掲載していません。

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

■サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。

■実績と計画

予防給付は減少傾向、介護給付は増加傾向で推移してきました。

本計画では、介護をしている家族の負担軽減のためにも、今後も積極的に利用してもらうことを想定し、利用増加を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	29	23	0	14	14	23	23	23
	人/月	3	1	0	2	2	3	3	3
介護給付	回/月	1,619	1,584	1,778	1,908	1,965	2,002	2,004	1,982
	人/月	87	90	100	111	113	115	115	113

(9) 短期入所療養介護（老健）

■サービス内容

利用者の療養生活の質の向上、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は老人保健施設へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援等のサービスを受けます。

■実績と計画

予防給付は実績がありませんでした。介護給付は増加傾向で推移してきました。

本計画では、利用者数は継続的に横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	0	0	0	2	2	2	2	2
	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	51	101	180	190	196	196	211	196
	人/月	6	13	28	27	28	28	30	28

(10) 短期入所療養介護（介護医療院等）

■サービス内容

利用者の療養生活の質の向上、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は介護医療院等へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援等のサービスを受けます。

■実績と計画

医療施設による当サービスは現在ありません。

本計画期間中も開始の予定はありません。

(11) 福祉用具貸与

■サービス内容

利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。

■実績と計画

予防給付はほぼ横ばい、介護給付はやや増加傾向となっています。

本計画では、高齢者の増加や在宅での介護需要の増加を想定し、今後も継続的に利用が増加するものとして見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	161	165	158	157	157	156	163	147
介護給付	人/月	713	735	741	757	770	779	782	760

(12) 特定福祉用具購入費

■サービス内容

利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具購入費の一部が支給されるサービスです。

■実績と計画

予防給付、介護給付ともほぼ横ばいで推移しました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	3	3	1	1	1	1	1	1
介護給付	人/月	16	13	15	15	15	15	15	15

(13) 住宅改修

■サービス内容

利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部が支給されるサービスです。

■実績と計画

予防給付、介護給付ともほぼ横ばいで推移しました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	2	2	3	3	3	3	3	3
介護給付	人/月	7	6	4	7	7	7	7	7

(14) 特定施設入居者生活介護

■サービス内容

介護付きの有料老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行います。

■実績と計画

予防給付は横ばいで、介護給付はやや増加傾向で推移しました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	11	13	11	11	11	11	11	10
介護給付	人/月	49	50	54	55	56	57	57	57

(15) 居宅介護支援・介護予防支援

■サービス内容

在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業所との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

■実績と計画

予防給付、介護給付ともほぼ横ばいで推移しました。

本計画では、認定者数及び在宅での介護需要の増加を想定し、予防給付は横ばい、介護給付は増加するものと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	196	196	183	182	182	181	189	170
介護給付	人/月	1,039	1,080	1,106	1,121	1,136	1,148	1,162	1,124

2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービス内容

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■実績と計画

現在、市内に実施事業所がなく、介護給付はほぼ実績がありませんでした。

本計画期間において整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、県内の他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	1	1	0	0	0	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

■サービス内容

自立した日常生活を24時間安心して送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報により、利用者の自宅に訪問して入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

■実績と計画

現在、市内に実施事業所がありません。

本計画期間において整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、県内の他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

(3) 地域密着型通所介護

■サービス内容

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響による外出を控えていた利用者及び在宅での介護需要の増加を想定し、利用者が増加するものと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	回/月	1,675	1,617	1,415	1,565	1,722	1,874	2,024	2,024
	人/月	204	199	186	200	220	240	260	260

(4) 認知症対応型通所介護

■サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

■実績と計画

予防給付は実績がありませんでした。介護給付については、減少傾向で推移してきました。本計画では、横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	166	147	94	115	117	117	117	117
	人/月	13	11	8	10	10	10	10	10

(5) 小規模多機能型居宅介護

■サービス内容

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

■実績と計画

予防給付、介護給付とも横ばいで推移してきました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	5	4	6	6	6	6	6	6
介護給付	人/月	22	23	27	28	28	28	28	28

(6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■実績と計画

予防給付、介護給付ともほぼ横ばいで推移してきました。令和4年度に新たに定員9名の認知症対応型共同生活介護がサービスを開始したことにより、今後は利用者が増加するものと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	62	67	77	78	80	81	81	80

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

■サービス内容

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	28	29	29	29	29	29	29	29

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

■サービス内容

定員29人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事等の生活上の介護、機能訓練、健康管理などの支援が受けられます。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

本計画では、今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	28	27	28	29	29	29	29	29

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

■サービス内容

「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリテーション」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる、看護師を中心としたトータルケアのサービスです。

■実績と計画

現在、市内に実施事業所がありません。

本計画期間において整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、県内の他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■サービス内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などの支援を行います。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

本計画でも、引き続き現状の施設でサービス提供するものとして見込んでいますが、入所待機者の状況を常に把握し、需要を見極めながら、今ある地域資源を活用し、サービス提供体制の整備を検討します。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	306	299	289	300	310	320	330	325

(2) 介護老人保健施設

■サービス内容

入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援などを行います。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

本計画でも、引き続き現状の施設でサービス提供するものとして見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	237	228	229	229	229	229	244	240

(3) 介護医療院

■サービス内容

平成 30 (2018) 年の介護保険法の改正で創設された、比較的新しい介護保険施設です。長期的な医療と介護を必要とする高齢者に対し、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療的ケアと日常生活支援を一体的に行います。

■実績と計画

介護給付は、ほぼ横ばいで推移してきました。

現在、市内に実施事業所がありませんが、本計画では今後も減少することなく横ばいで推移していくと見込んでいます。

本計画期間において整備予定はありませんが、県や近隣自治体との連携を図りながら、県内の他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	4	3	4	4	4	4	4	4

(4) 介護療養型医療施設

■サービス内容

介護型の療養病床は平成 29 (2017) 年度末で廃止が決定され、現在は移行のための経過措置期間にあります。令和 5 (2023) 年度までに介護療養型医療施設については老人保健施設や特別養護老人ホーム、今後新設される介護医療院などの介護施設等に転換されることになっています。

■実績と計画

介護療養型医療施設は令和 5 (2023) 年度で廃止になりますので今後の利用者はいません。

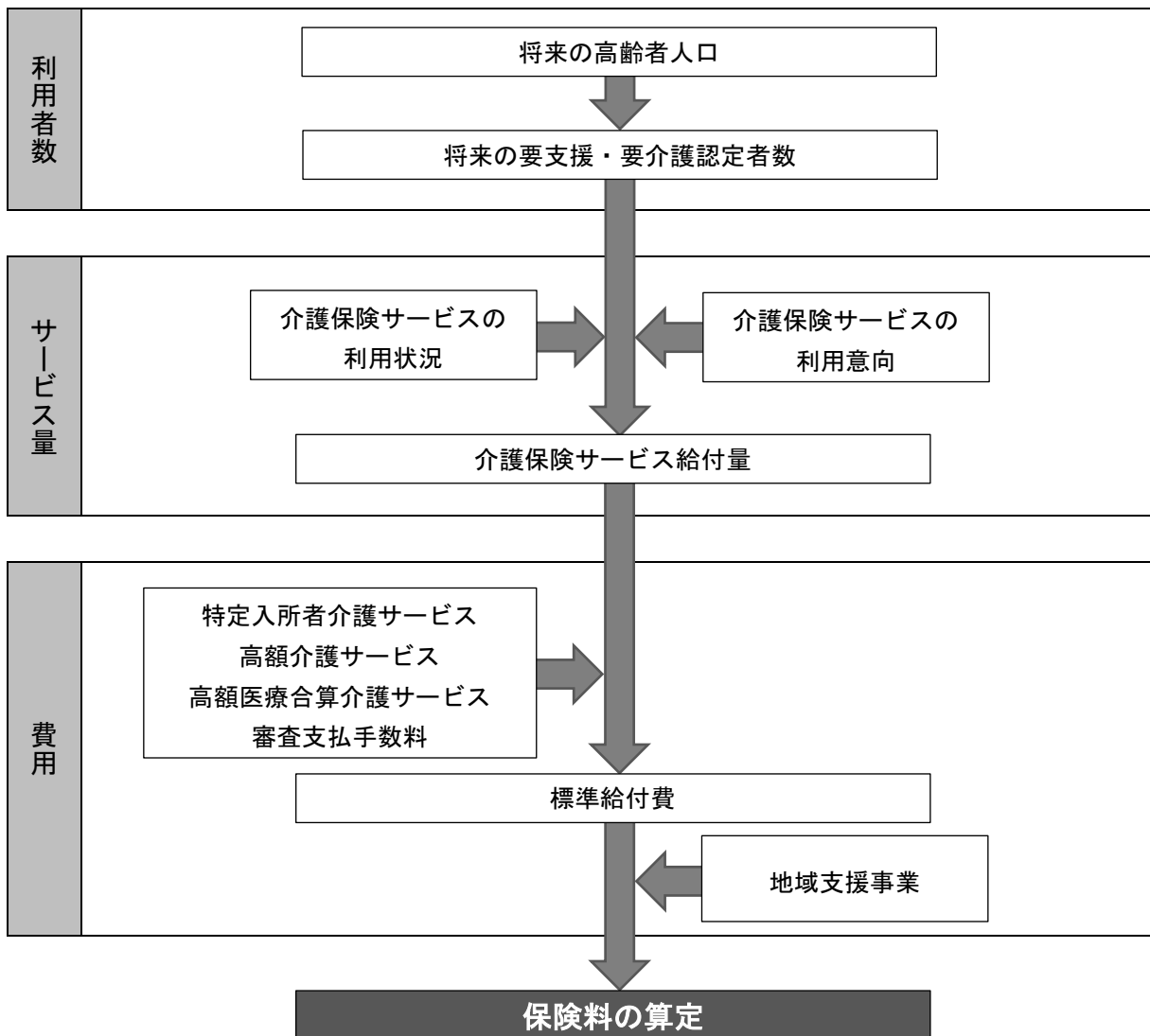
■サービス利用実績及び見込量

		前計画実績			本計画見込			中長期	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人/月	3	2	0					

第2章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険料の算定

介護保険料は要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込み量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。



2 介護保険事業費の見込み

(1) 介護給付費・介護予防給付費

介護保険サービスにおけるサービスごとの給付費を過去の実績から推計し、新たに創設されるサービスや、いすみ市及び近隣市町村の介護保険サービス事業所の整備状況を勘案して給付費を算出します。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付			
居宅サービス	1,451,668	1,477,145	1,493,517
地域密着型サービス	644,855	666,465	682,397
施設サービス	1,808,594	1,843,714	1,876,306
居宅介護支援	195,593	198,770	201,128
介護給付 合計	4,100,710	4,186,094	4,253,348
予防給付			
介護予防サービス	46,194	46,233	46,922
地域密着型介護予防サービス	3,562	3,567	3,567
介護予防支援	10,149	10,162	10,106
予防給付 合計	59,905	59,962	60,595
総給付費	4,160,615	4,246,056	4,313,943

(2) 標準給付費

計画期間における標準給付費の見込みは、介護給付費及び介護予防給付費の見込額と、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料から算出します。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	4,160,615	4,246,056	4,313,943
特定入所者介護サービス費等給付額	174,025	175,760	176,487
高額介護サービス費等給付額	98,976	99,978	100,391
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,503	11,603	11,652
算定対象審査支払手数料	2,725	2,748	2,760
合計	4,447,844	4,536,145	4,605,233

(3) 地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込額から算出します。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	113,730	114,230	115,230
包括的支援事業・任意事業費	55,000	56,000	57,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	339	339	339
合計	169,069	170,569	172,569

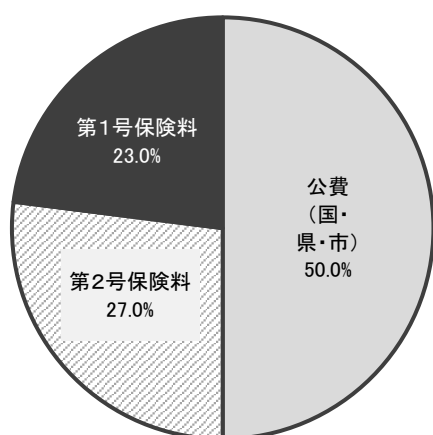
(4) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料(23%)、第2号保険料(27%)、国(25%、調整交付金5%含む)、県(12.5%)、市(12.5%)の負担金で賄われます。

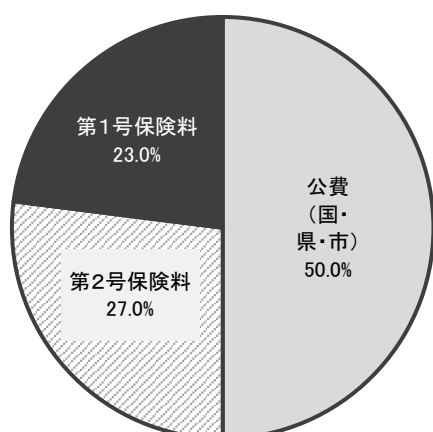
地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

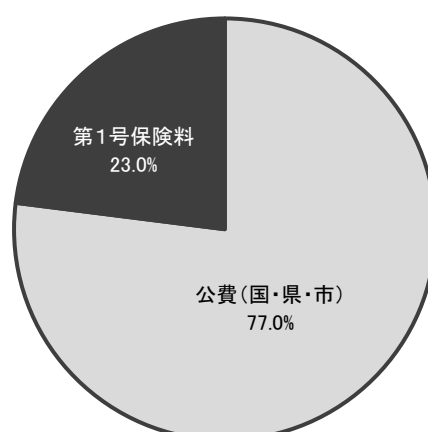
▼ 介護給付等に係る事業費



▼ 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)



▼ 地域支援事業(総合事業以外)



第3章 介護保険料の算定

1 保険料基準額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者負担割合（23%）に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

（単位：千円）

標準給付費見込額（A）	13,589,222
地域支援事業費見込額（B）	512,207
第1号被保険者負担分（C = (A + B) × 23%）	3,243,329
調整交付金相当額（D）	696,621
財政安定化基金償還金（E）	0
準備基金取崩額（F）	330,000
財政安定化基金取崩による交付額（G）	0
調整交付金見込額（H）	927,818
保険料収納必要額（I = C + D + E - F - G - H）	2,682,132
保険料収納率（J）	98.00 %
保険料賦課総額（K = I ÷ J）	2,736,869
所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）	43,853 人



保険料基準額（月額）＝保険料賦課総額（K）
 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（L） ÷ 12 ≒ 5,200 円

項 目	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
保険料基準額	5,200円

2 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。令和5（2023）年度における段階別被保険者数の割合に推計人口を乗じて見込んでいます。

（単位：人）

	保険料率	令和6年	令和7年	令和8年
第1段階	0.455	2,642	2,621	2,596
第2段階	0.685	1,371	1,360	1,347
第3段階	0.690	1,193	1,184	1,173
第4段階	0.90	1,678	1,664	1,648
第5段階	基準額	2,192	2,174	2,153
第6段階	1.20	2,745	2,722	2,697
第7段階	1.30	2,033	2,016	1,997
第8段階	1.50	680	674	668
第9段階	1.70	194	193	191
第10段階	1.90	128	127	126
第11段階	2.10	53	53	52
第12段階	2.30	38	38	38
第13段階	2.40	145	144	142
合計	—	15,092	14,970	14,828

3 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画期間中の所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額をもとに、所得状況による以下の13段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者の方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.455	28,400円 (2,366円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.685	42,700円 (3,562円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える方	基準額 ×0.69	43,100円 (3,588円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.90	56,200円 (4,680円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	62,400円 (5,200円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額 ×1.20	74,900円 (6,240円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	81,100円 (6,760円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	93,600円 (7,800円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	106,100円 (8,840円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	118,600円 (9,880円)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	131,000円 (10,920円)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	143,500円 (11,960円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の方	基準額 ×2.40	149,800円 (12,480円)

※ 保険料は端数の調整を行い設定しています。

※ 第1段階から第3段階の方は公費による負担軽減が図られ、保険料率が第1段階で0.285、第2段階で0.485、第3段階で0.685となります。

※ 「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。

※ 「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

第4部 高齢者福祉計画

第1章 安心・安全な暮らしの確保

第2章 生きがいつくりの推進

第1章 安心・安全な暮らしの確保

1 一人暮らし高齢者等に対する支援の充実

一人暮らし高齢者など、生活支援が必要な高齢者に対する支援として、市及び社会福祉協議会が主体となって各種生活支援サービスを実施していきます。

(1) 在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業

■内容

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態への進行の予防や自立した生活の確保のため、養護老人ホームに委託して生活習慣改善に向けた指導等を行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者人数（人）	1	2	2
延利用日数（日）	50	34	30

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用者人数（人）	2	2	2	2	2
延利用日数（日）	40	40	40	40	40

■課題・今後の方針

自立した生活の確保のため、今後も事業を継続します。

(2) 養護老人ホーム保護措置

■内容

障害や環境上の理由、あるいは経済的な理由で、居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者に対し、調査に基づいた判定のもと、養護老人ホームへの入所措置を行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者人数(人)	0	0	1

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用者人数(人)	1	1	1	1	1

■課題・今後の方針

令和5(2023)年度に、経済的理由により1件、特別養護老人ホームへ入所措置を行いました。必要な時に措置ができるよう、事業を継続します。

(3) 高齢者見守りネットワーク事業

■内容

民間事業者の協力のもと、見守り協力事業者が市内での業務において訪ねた住居にて高齢者の異変に気付いたときに市役所へ連絡し、市職員にて状況及び安否を確認することで高齢者をさりげなく見守ります。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力事業者数	127	126	125
協力機関数	7	7	7

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
協力事業者数	126	128	129	130	135
協力機関数	7	7	7	7	7

■課題・今後の方針

廃業等により協力事業者数が減少しているが、見守りの必要性を説明し、新規協力事業者を確保していきます。また、協力事業者からの情報提供件数などの実績を報告し、活動の活性化を図ります。

(4) 高齢者見守り活動事業

■内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の協力のもと、行政区ごとに高齢者見守り協力員を配置し、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、訪問によるあいさつ・声かけを基本とする見守りを定期的・継続的に行います。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区	19	20	19

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
行政区	21	22	23	25	25

■課題・今後の方針

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも暮らすためには、地域住民の協力は必要なので、行政区に働きかけ、協力員の配置を推進します。

(5) 高齢者救急医療情報キット配布事業

■内容

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方が、かかりつけ医療機関、持病の有無など緊急時に必要な情報を記載した書類を救急医療情報キットに入れ冷蔵庫等に保管することで、救急等の有事の際に救急隊員等が駆けつけた時に、いち早く情報を確認し、適切な処置、救命活動へつなげます。

■実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布件数（件）	19	96	100

■目標・計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
配布件数（件）	80	80	80	80	80

■課題・今後の方針

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方は今後も増加する傾向にあり、救急等の有事の際に、必要な情報が確認できない場合があるので、本事業の利用促進を図ります。また、配布してから年数の経過している高齢者の方には情報の更新を行うよう周知します。

2 高齢者の権利と尊厳の確保

(1) 認知症高齢者対策の推進

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれることから、地域全体で認知症を支えることができる体制の構築と権利擁護制度の利用促進を図ります。

① 認知症サポーター養成講座（再掲⇒P51）

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成します。

② 認知症初期集中支援チーム（再掲⇒P52）

認知症サポート医と専門知識を持つ者で構成された支援チームの活動を推進します。

③ 認知症地域支援推進員（再掲⇒P53）

医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の方とその家族を支援する相談などを行う地域支援推進員の活動を進めていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業（再掲⇒P54）

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で65歳以上の方の成年後見制度の利用について支援します。

⑤ 地域福祉権利擁護事業（再掲⇒P55）

高齢者一人ひとりの権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が生活支援員を派遣して日常的な金銭管理や福祉サービスの利用助言などを行います。

⑥ 認知症対応型サービスの充実（再掲⇒P55）

必要な方に適切にサービス提供が行えるよう、事業所の空き状況の実態を常に把握します。既存の事業所でのサービスの充実を図り、認知症高齢者の支援の充実を図ります。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

■内容

高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実強化及び高齢者虐待の防止に向けた普及・啓発を行うとともに、介護者等の負担軽減により発生防止に努めます。

① 高齢者虐待防止ネットワーク

関係機関や各種団体、事業所等により構成する「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、虐待防止に向けた取組を推進します。

② 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるとの認識のもと、「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、社会全体で取り組む体制づくりの充実を図ります。

■課題・今後の方針

引き続き、高齢者虐待予防のための取組を継続していきます。

(3) 要援護者台帳システムの整備

■内容

災害発生時等に支援が必要な高齢者等について、要援護者台帳システムで情報の蓄積と管理を行い、個別の状況を把握することによって迅速な対応につなげます。

■課題・今後の方針

高齢化により災害発生時等に支援が必要な世帯が増えています。

実態調査等の情報をもとに要援護者台帳システムの管理を行い、個別の状況を把握することによって迅速な対応につなげます。

(4) 成年後見制度利用促進計画の策定

■内容

権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように、成年後見制度利用促進計画の策定を検討していきます。

3 ボランティア・地域福祉活動の促進

核家族化や高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、家族や隣近所による支え合いが難しくなっており、民間企業やボランティアなどの援助活動も含め、地域全体で高齢者を支える体制のさらなる強化を図ります。

(1) 福祉意識の形成

市の広報紙や社協だより等を活用し、地区社協及び民生委員等の地域福祉を推進する人材の確保、育成を支援し、市民の福祉に対する理解と関心を深める取組を推進します。

(2) 福祉教育の推進

■内容

教育委員会及び社会福祉協議会、関係機関等と連携しながら、学校教育において福祉施設との交流やボランティア体験等の機会の創出に努めます。

■課題・今後の方針

地元の県立高等学校では、生活福祉系列の科目があり、介護職員初任者研修の資格取得も可能です。今後も介護の福祉教育の理解と関心を深める取組を推進します。

(3) ボランティア活動の推進

■内容

社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化するとともに、各種メディアを活用しながら、ボランティア活動の紹介と参加方法の周知を図ります。また、ボランティア活動の場の確保や情報提供、事故対策、団体同士の連携促進等により、ボランティア活動が活発に行われる環境整備に努めます。

さらに、介護及び介護予防サービスの担い手として活躍できる場の創出も視野に入れ、介護予防事業との連携による取組を検討します。

ボランティアは、総合事業において事業の実施担い手としても位置づけられているため、積極的に育成を行います。

■課題・今後の方針

新規ボランティアの育成に務めます。また、ボランティアの知識の向上、モチベーション維持、向上に向けたボランティア勉強会を開催し、ボランティアメンバーの主体性を引き

出しながら、ボランティア活動が円滑に出来るように支援していきます。

また、ボランティア活動を市民の方に周知し理解を得ると同時に、活動への参加意欲を高める働きかけをしていきます。

(4) 訪問型サービス小地域福祉活動の促進

市内 12 地域の地区社会福祉協議会の活動を促進し、地域での見守り体制を強化するほか、保健・福祉分野と民生委員・児童委員、近隣住民などによる小地域での支え合いネットワークを構築します。

今後地域の実情に沿った活動を展開し、継続並びに推進できるよう役員を中心に協議、検討していきます。

4 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の頻発する災害において、高齢者が犠牲となるケースも多く、今後ますます高齢者が増加する中、災害時に高齢者を保護する取組が必要となっています。

また、昨今猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症では、高齢者が重症化もしくは死亡するケースが多く、高齢者の感染リスクを低減する取組として、感染症対策が重要となりました。

このようなことを踏まえ、災害や感染症に対する日頃からの備えとして、以下の取組を実施します。

(1) 災害時の避難確保計画の策定支援等

高齢者福祉施設の利用者等の逃げ遅れによる痛ましい被害が発生したことなどをうけ、平成 29 (2017) 年 6 月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成と「避難訓練」の実施が義務付けられました。

また、いすみ市では「いすみ市地域防災計画」「いすみ市国民保護計画」において定められた要配慮者等の安全確保のため、在宅で暮らす対象者についても要援護者台帳システムを活用し、津波・土砂・洪水に分けた対象者への安否確認と避難行動への啓発を実施していきます。

(2) 福祉避難所の確保

高齢者、障害者、妊産婦等、災害時の避難所生活において特別な配慮が必要な方とご家族を受け入れる施設のひとつとして「福祉避難所」があります。いすみ市では16か所の福祉施設と締結しています。

(3) 災害時や感染症発生時の業務継続計画の取組支援

大規模な災害時や感染症の拡大等に伴う行動制限下においても、事業所においては、適切な対応を行い、利用者に対し、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが不可欠となっています。このようなことから、令和3(2021)年の制度改正等により、高齢者施設等では、令和5(2023)年度末までに、業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられ、令和6(2024)年度以降は、業務継続計画(BCP)に関する定期的な研修や訓練等の実施が必要となりました。市では、業務継続計画(BCP)の見直しや更新について適宜最新情報を共有し、常に最新情報の適用された計画となるよう支援していきます。

また、災害等が発生した際には、事業所・いすみ市・千葉県が連携し、事業が継続できるようにしていきます。

第2章 生きがいつくりの推進

1 地域社会活動の促進

(1) 交流活動の促進

■内容

老人クラブ、ゲートボール及びやすらぎサロンなどの活動を支援するとともに、高齢者が積極的に交流していく機会の充実を図ります。特に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者が外出するきっかけづくりに努めます。

様々なサークル活動のほか、自然環境関係のNPO活動、まちづくり関係の活動など、地域課題の解決に向けて活動するNPOが増え、活動範囲や分野が広がっています。退職後の交流活動の多様化、志向や人のつながりに変化が生じてきており、この変化や動向に注視しながら、地域社会活動の活性化を図っていきます。

■課題・今後の方針

個人で余暇を楽しむ方が増えてきており、どの活動も会員の減少が問題になっています。活動の魅力を発信し、参加意欲の向上を図っていきます。

(2) 生涯学習への支援

■内容

関係機関との連携を図りながら、多様化するニーズを把握しつつ、高齢者が自ら向上心を持って積極的に学習活動に取り組むことができるよう、各種講座、教室等の内容の充実及び情報提供に努めます。

■課題・今後の方針

他課事業と併せながら市民ニーズを把握し、知識の向上に向けた支援を行っていきます。また、千葉県が実施している千葉県生涯大学校を周知し、高齢者等に学習の機会を提供します。

(3) 就労への支援

■内容

高齢者が経験や知識、技術等をいかし、生きがいを持って働くことができるよう、高齢者福祉の分野だけではなく、様々な分野と連携・協働し、地域づくりを活性化させることにより、高齢者の役割創出を図ります。

■課題・今後の方針

シルバー人材への依頼やハローワークへの求人は増えてきています。多くの高齢者がこれまでに培ってきた経験や知識、技術等をいかして様々な場で活躍できるよう、役割創出を図ります。

2 健康づくりの推進

(1) 健康に関する知識の普及と意識啓発

■内容

健康教室、健康相談等の保健事業を推進し、自らの健康状態を把握するとともに、健康に関する知識の普及と健康管理に対する意識啓発に努めます。

■課題・今後の方針

介護予防教室を開催し、市民へのフレイル予防の普及・啓発を図ります。さらに、専門職による知識の普及、運動等の指導、体力測定を実施して、フレイル・疾病予防にも取り組めるよう支援していきます。

(2) 自主的な活動に向けた取組の推進

■内容

食生活の改善や体力づくりに向けた運動の実施など、自らの状態に適した健康づくりに主体的に取り組むことができるための支援を行います。また、受講者が継続して自主的に取り組めるよう支援を行います。

■課題・今後の方針

住民主体の通いの場・集いの場の新規立ち上げや、既存団体の活動継続を支援していきます。さらに、活動場所の確保に向けて関係機関に働きかけ、活動しやすい環境を整備していきます。

第5部 計画の推進

- 第1章 事業の円滑な運営のための取組
- 第2章 計画の点検・評価

第1章 事業の円滑な運営のための取組

1 サービス事業所との連携強化

(1) 情報交換機会の拡大

地域の介護ニーズや事業環境の変化等について、市とサービス提供事業所が情報交換する機会の拡大を図り、ニーズに応じたサービスが円滑に提供できる環境づくりに努めます。

(2) 事業所間連携の促進

居宅介護（介護予防）支援事業所をはじめ、サービス提供事業所同士のネットワークづくりを支援し、利用者一人ひとりに応じた適切なサービスが提供できる環境づくりに努めます。

2 質の高いサービス提供の推進

(1) 苦情処理・相談体制の充実

保険者として、介護サービスの利用者等に関する相談、苦情処理体制の確立を図るとともに、サービス事業所（地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所を除く）の指導・監督を行う県及びサービスの苦情処理機関である千葉県国民健康保険団体連合会との連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

(2) サービス事業所情報の公表

全ての介護サービス事業所に対して、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられていることから、利用者がサービス選択を適切に行えるよう、県と連携しながらサービス情報の公表を推進します。

3 推進体制

被保険者、関係機関・団体、介護サービス事業者、学識経験者等で構成する各種推進組織において、様々な分野からの意見を反映させながら、介護保険事業の円滑かつ公平・公正な運営に努めます。

① 介護保険運営協議会

被保険者、議会代表者、学識経験者、保健医療・福祉の関係団体の代表等で構成する「介護保険運営協議会」において、様々な分野からの意見を反映させながら、介護保険事業の円滑かつ公平・公正な運営に努めます。

② 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの中立性の確保等の観点から、被保険者、議会代表者、保健医療・福祉の関係団体の代表、介護サービス事業者団体の代表等で構成する「地域包括支援センター運営協議会」において、センターの設置や運営評価、職員の人員確保などについて協議します。

③ 地域密着型サービス運営委員会

被保険者、学識経験者、保健医療・福祉の関係団体の代表、介護サービス事業者団体の代表等で構成する「地域密着型サービス運営委員会」において、地域密着型サービス事業者の指定を計画的に実施するとともに、指定事業者の指導・監督体制を構築します。

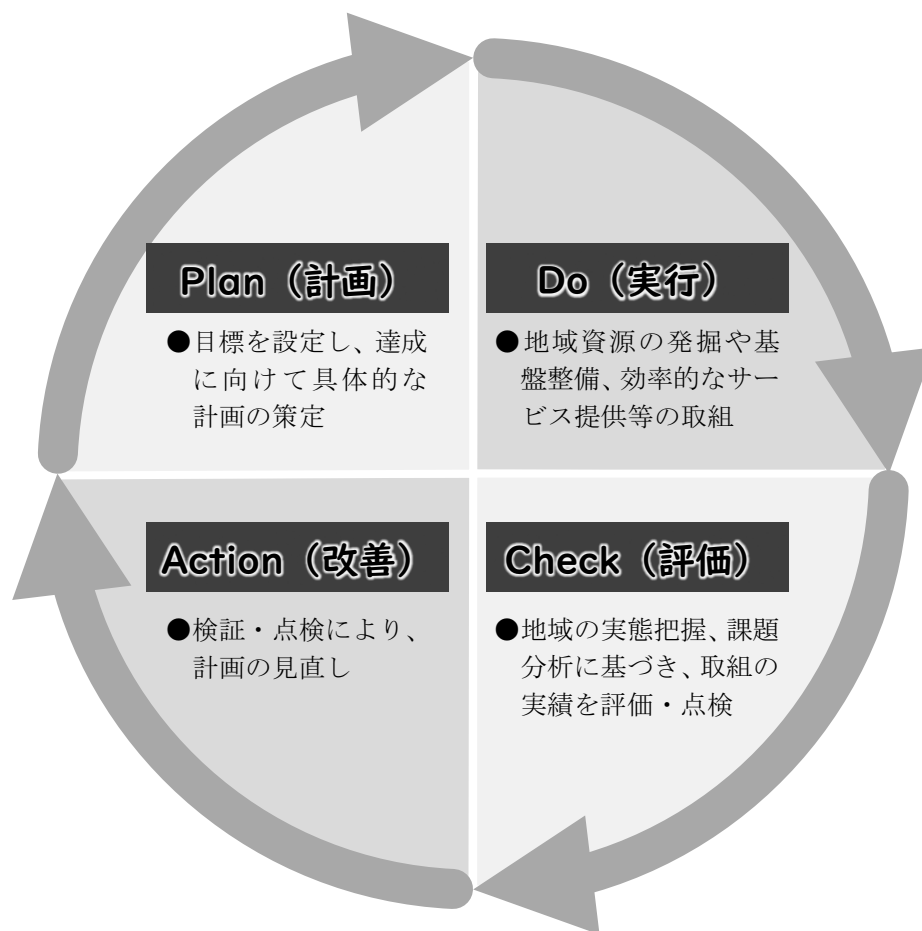
第2章 計画の点検・評価

1 第三者評価の推進

サービスの質を当事者（事業所及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」の実施について、県と連携しながら利用を促進し、利用者本位のサービス提供と適切なサービス選択に資する情報提供の促進を図ります。

2 PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。



資料編

1 いすみ市介護保険運営協議会設置条例

いすみ市介護保険運営協議会設置条例

令和元年 12 月 20 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 いすみ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の作成及び達成状況の点検に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を聴き、計画作成の参考とするため、並びに計画達成状況を評価し、必要な施策を講ずる参考とするため、いすみ市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 条 協議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置される附属機関とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 介護保険事業運営の重要事項の審議に関する事項
- (2) 計画の達成状況に関する専門的及び総合的な立場からの分析並びに評価に関する事項
- (3) 計画の作成に関する専門的及び総合的な立場からの助言に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会代表 2 人
- (2) 学識経験者 2 人
- (3) 保健医療関係者 2 人
- (4) 福祉関係者 3 人
- (5) 被保険者代表 2 人
- (6) 費用負担関係者 2 人

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に廃止前のいすみ市介護保険運営協議会設置要綱（平成17年いすみ市告示第44号。以下「廃止前の要綱」という。）第3条の規定により委嘱され、若しくは選出されたいすみ市介護保険運営協議会の会長、副会長又は委員である者は、それぞれ第4条の規定により委嘱され、又は第5条の規定により選出されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、廃止前の要綱第3条の規定に基づき委嘱された期間とする。

2 いすみ市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

委嘱区分	氏名	職業・団体・役職名等	備考
議会代表者	半場新一	文教厚生常任委員会委員長	
	太田雅彦	文教厚生常任委員会副委員長	
学識経験者	鳥澤重房	市行政協力員連絡協議会副会長	
	佐久間廣幸	市民生委員児童委員協議会会長	
保健医療関係者	齋藤正敏	市医師会代表者	
	草壁英子	市歯科医師会代表者	
福祉関係者	市原一彦	市社会福祉協議会会長	会長
	小室昌弘	市介護サービス事業者連絡協議会会長	
	小山幸夫	市介護支援専門員連絡会会長	
被保険者代表	江澤正利	第1号被保険者代表	副会長
	山口景子	〃	
費用負担関係者	土屋由美子	第2号被保険者代表	
	橋本孝男	〃	

3 用語解説

あ 行

IADL 「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、手段的日常生活動作（交通機関の利用、買い物、食事の支度、洗濯、服薬・金銭の管理等、自立した生活を営むための日常的な活動）のこと。類似する言葉でADL（日常生活動作：起床、着替え、食事、トイレ、入浴等の日常生活の基本的な動作）がある。

いすみオレンジネットワーク 認知症になっても希望を持ちながら住み慣れた地域で日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人と認知症サポーターがチームを組み、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援へつなげるチーム。

インフォーマルサービス 公的機関や専門家が提供する制度上のサービスや支援以外（家族、隣人、友人の支援、地域のボランティア、ボランティア、NPO等）を指します。

か 行

介護給付費・予防給付費 要介護（要支援）者に提供される介護（予防）サービスに係る費用のうち、利用者負担を除いた、介護給付の費用。介護保険料と国、都道府県、市町村の負担金が財源となっている。

業務継続計画（BCP） 災害時に被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

居宅介護支援 要介護者から依頼を受けた居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービスなどを適切に利用できるように、①居宅サービス計画を作成するとともに、②計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業所との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合には紹介や調整等を行うサービスをいう。

居宅サービス 介護保険制度を利用して、自宅および自宅に準ずる施設で利用できるサービスの総称で、訪問介護、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、訪問入浴、福祉用具貸与などがある。在宅サービスともいう。

ケアプラン 要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために提供する介護サービス計画。居宅の場合は「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」が作成され、介護保険サービスは、すべてケアプランに基づいて提供される。

国保連データベースシステム 国保連協会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、「統計情報」「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

さ 行

作業療法士 体の運動機能や認知機能や精神面に困難がある方に対し、日常で必要となる「食事をする」「料理をする」「入浴する」といった応用的動作能力や、地域への参加、「学ぶ・仕事をする」といった社会的適応能力の維持・改善をサポートする人をいう。

施設サービス 介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護医療院で提供される食事や入浴、排せつ介助などのサービス。有料老人ホームは介護保険上で施設ではなく、居宅とみなされるため、そこで受けるサービスは居宅サービスという。

社会福祉協議会 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれることが多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、小学校区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

成年後見制度 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行う。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

成年後見人・保佐人・補助人 法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つ段階に分かれている。「後見」相当につけられるのが成年後見人、「保佐」相当につけられるのが保佐人、「補助」相当につけられるのが補助人となる。

た 行

ターミナルケア 末期がんなどの終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、主に延命を目的とするものではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、QOL（=Quality Of Life：生活の質）を向上することに主眼が置かれ、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な支援を行う。

地域共生社会 政府の福祉改革路線のひとつで、官民をあげてだれもが住み慣れた地域でともに助けあっていくことができる社会や国家。少子高齢化の進行に伴う社会保障給付費の増大を抑制し、国民の自助や互助、共助、シルバーサービスなどの利用を通じ、共生社会を実現したいとの理念。

地域密着型サービス 住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村において介護保険で提供されるサービス類型の一つ。原則として事業所指定をした市町村の被保険者のみが利用可能である。「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「地域密着型通所介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）」等がある。

千葉県生涯大学校 55歳以上の方々が、新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがい感の高揚を図ること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動の担い手となることを促進することを目的としている。県内の6地域に設置されている。

は 行

フレイル 生活機能障害や要介護状態になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態をいう。

保健所管内市町輪番制 輪番制とは、複数の人が順番を決めてかわるがわる担当になる制度。いすみ市の保健所は夷隅保健所であり、夷隅保健所の管内には、いすみ市のほか、勝浦市、大多喜町、御宿町の2市2町が含まれる。

ら 行

理学療法士 身体に障害のある者に対し、起き上がる、歩行、寝返るなどの基本的動作能力の回復を図るためのサポートを行う人をいう。訓練やマッサージといった「運動療法」や、温冷・電気刺激を与える「物理療法」などを行い、機能回復や維持・悪化の予防等をサポートする。

老人クラブ 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。会員の年齢は概ね60歳以上とされている。介護保険制度の導入により、介護予防という観点からその活動と役割が期待されている。

いすみ市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【令和6年度～令和8年度】（2024年度～2026年度）

発行日：令和6年3月

発行：いすみ市

〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1

TEL：0470（62）1118

FAX：0470（63）1252